

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成24年2月28日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成24年2月28日(火曜日)

午前10時1分開議
午後0時2分休憩
午後0時59分開議
午後2時26分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第8号）
議案第3号 平成23年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）
議案第10号 平成23年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第14号 平成23年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第20号 平成24年度熊本県一般会計予算
議案第23号 平成24年度熊本県収入証紙特別会計予算
議案第30号 平成24年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算
議案第34号 平成24年度熊本県公債管理特別会計予算
議案第40号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第44号 熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第45号 熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号 包括外部監査契約の締結について
議案第77号 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
議案第78号 西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更について
議案第79号 公立大学法人熊本県立大学定款の変更について
議案第85号 指定管理者の指定について
議案第99号 専決処分等の報告及び承認について
議案第103号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第9号）
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
報告事項
①東日本大震災に係る地域防災計画の見直し及び支援状況について
②熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について
③政令指定都市移行に向けた動きについて
④消防広域化の状況について
⑤「くまもとの夢4カ年戦略」の総括について（暫定版）
⑥川辺川ダム問題について

出席委員(8人)

委員長 佐藤 雅 司

副委員長 高野 洋介
 委員 前川 収
 委員 岩中 伸司
 委員 大西 一史
 委員 井手 順雄
 委員 増永 慎一郎
 委員 磯田 毅

欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 松見 辰彦
 政策審議監 田嶋 徹
 危機管理監 牧野 俊彦
 秘書課長 山口 達人
 広報課長 田中 浩二
 危機管理防災課長 佐藤 祐治

総務部

部長 駒崎 照雄
 政策審議監 岡村 範明
 文書私学局長 岡本 哲夫
 総務税務局長 倉永 保男
 市町村局長 小嶋 一誠
 人事課長 古閑 陽一
 財政課長 浜田 義之
 首席審議員兼
 県政情報文書課長 寺島 俊夫
 私学振興課長 五嶋 道也
 総務事務センター長 兼行 雅雄
 管財課長 米満 譲治
 税務課長 出田 貴康
 市町村行政課長 能登 哲也
 市町村財政課長 山口 洋一
 消防保安課長 原 悟

企画振興部

部長 坂本 基靖
 総括審議員兼政策審議監 河野 靖
 総括審議員兼
 交通政策・情報局長 小林 豊

地域・文化振興局長 宮尾 尚
 企画課長 坂本 浩
 地域振興課長 佐藤 伸之
 政策監兼
 新幹線元年戦略推進室長 本坂 道
 文化企画課長 富永 正純
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 吉永 明彦
 川辺川ダム総合対策課長 津森 洋介
 交通政策課長 中川 誠
 情報企画課長 古谷 秀晴
 統計調査課長 佐伯 康範

出納局

会計管理者兼出納局長 中山 寛
 首席審議員兼会計課長 田上 勲
 管理調達課長 清田 隆範

人事委員会事務局

局長 田崎 龍一
 首席審議員兼総務課長 松見 久
 公務員課長 松永 寿

監査委員事務局

局長 本田 恵則
 首席審議員兼監査監 山中 和彦
 監査監 藤本 耕二
 監査監 中島 昭則

議会事務局

局長 井川 正明
 次長兼総務課長 黒田 祐市
 議事課長 池田 正人
 政務調査課長 松永 康生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成
 政務調査課課長補佐 川上 智彦

午前10時1分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから
 第7回総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、初めに平成23年度補正予算について執行部の説明を求めた後、質疑、採決を行い、次に平成24年度当初予算及びその他の議案について執行部からの説明を求めた後に質疑、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、それに従い進めてまいります。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は着座のまま簡潔にお願いをいたします。

まず初めに、総務部長からの総括説明を願いますが、説明は、平成23年度補正予算、平成24年度当初予算及び条例等の議案をあわせてお願いをいたします。

駒崎総務部長。

○駒崎総務部長 それでは、今回提案しております平成23年度2月補正予算及び平成24年度当初予算についての総括的な説明を申し上げます。

まず、2月補正予算でございます。

一般会計補正予算につきましては、冒頭提案の第1号議案及び追加提案の第103号議案を提案いたしております。

第1号議案は、国の第3次補正予算に対応し、経済対策基金の追加及び緊急防災・減災事業への約21億円の計上と今後の執行見込み額を踏まえた補正が主な内容でございます。また、第103号議案は、国の第4次補正予算に対応する経費を約109億円計上しております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は約7,554億円となります。

なお、特別会計は30億円の増、企業会計は1億円の減となります。

続いて、平成24年度当初予算でございます。

知事の改選期を迎えることから、義務的経費や継続的な経費を中心とする骨格予算とし

て編成しました。

ただし、新規事業や政策的事業であっても、県内の景気・雇用情勢等を踏まえ、県民生活や市町村等の事業実施に支障が生じないように配慮しました。また、防災・減災対策を初め、年度当初から早急に取り組む必要があるものも計上しております。

この結果、一般会計当初予算の規模は約6,329億円となり、前年度比884億円の減少、マイナス12.3%となっております。

また、今議会には、このほか熊本県税条例の一部を改正する条例等、各種条例案件等もあわせて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の概要につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 次に、財政課長から、平成23年度2月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。

2月補正予算の概要を御説明いたします。

2月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分2つございます。まず、冒頭提案分から御説明します。

表紙に総務常任委員会説明資料(23年度2月補正予算)と記載した厚い方の資料をお願いいたします。1ページをおあげいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

1ページ、1番の補正予算の規模でございます。135億円余の減額補正となっております。

2番目に、補正予算の主な内容を書いております。

(1)国の補正予算への対応、これについては、経済対策基金の積み増しあるいは緊急防災・減災事業、それから、(2)その他でござ

いますが、これについては、馬刺の冷凍処理に対する緊急支援事業を主な内容として記載をいたしております。

2ページをお開きいただきたいと思いません。

ここから3ページにかけまして、一般会計のほか、特別会計あるいは企業会計ごとの補正予算の内訳を数字で記載いたしております。

4ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。主なものを申し上げます。

1の県税でございますが、法人2税等の増収によって59億円余の増額、5番目の地方交付税でございますが、これは額の確定におきまして18億円余の増額といたしております。

5ページに移っていただきたいと思いますが、9番の国庫支出金でございます。

これについては、国庫補助の内示減等によりまして76億円余の減額、それから、12番目の繰入金でございますが、これは基金からの繰入金の減額などにより190億円余の減額となっております。最後に、13番目の繰越金は、22年度決算の確定に伴い、84億円余を計上しております。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

1の一般行政経費でございますけれども、(2)の扶助費及び(3)の物件費、それぞれ事業費の確定等に伴い減額をいたしております。(4)その他につきましては、国の経済対策基金の追加造成などにより103億円余の増額としてございます。

7ページに移っていただきます。

2番目、投資的経費でございます。国庫補助の内示減あるいは執行残等によりまして、159億円余の減額となっております。

ただ、増額要素といたしましては、説明欄に記載しておりますとおり、国の3次補正への対応あるいは先ほど申し上げました馬刺の

緊急支援事業、こういったものが追加をいたしております。

3番目、公債費につきましては、借入れ利子の減等により15億円余の減額となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページから9ページにかけましては、今回の補正に伴い必要となります地方債の追加あるいは変更でございます。

以上が2月補正の冒頭提案分でございます。

続いて、追加提案分を御説明させていただきます。

表紙に「(23年度2月補正予算追号関係)」と書いた薄い資料の方をお願いいたします。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

追加提案分につきましては、一般会計のみの補正でございます。

国の第4次補正予算に対応いたしまして、経済対策基金の積み増しでございますとか、普通建設事業の追加など、109億円余の増額補正をお願いしております。

1ページの下段の表をごらんいただきたいと思いますが、最上段に一般会計の額を書いております。冒頭提案分と合わせました補正後の規模につきましては、約7,554億円となります。

3ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入予算でございます。主なものを申し上げます。

7番目、分担金及び負担金でございます。これは、追加いたしました農業基盤整備事業等に係る分担金、負担金を7億6,000万円余計上いたしております。

4ページに移ります。

9番目の国庫支出金でございますが、経済対策基金の追加分を含めまして89億円余の増額、それから、15番目の県債では、事業の財

源といたしまして11億円余を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

1番目の一般行政経費のうち(4)のその他をごらんいただきますと、経済対策基金の追加分、締めて34億円余を計上いたしております。

6ページでございますが、2の投資的経費の(1)普通建設事業費でございます。74億円余を計上いたしております。説明欄に記載のとおり、農林関係の普通建設事業がその内訳となっております。

最後に、7ページをお願いいたします。

7ページにつきましては、今回の追加提案に伴い必要となります地方債の補正でございます。

以上、2月補正予算の冒頭提案分及び追加提案分の概要説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤雅司委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回補正をお願いしております職員給与費につきまして、各課に共通する事柄でございますので、一括して人事課の例で御説明をさせていただきます。

委員会説明資料、2月補正予算の方にお戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございますが、今回、人事課におきましては、920万円余の職員給与費の減額補正をお願いいたしております。

当初予算におきましては、昨年の平成23年1月1日時点で在籍している職員の給与をもとに算定しておりましたが、その後、4月の組織改編や人事異動等によりまして、職員数

の変更や職員が入れかわっております。その結果、予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

以下、各課の職員給与費に係る補正予算につきましても、人事課と同様でございますので、各課からの説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。説明資料の12ページをお願いいたします。

上の表の下段をごらんください。

広報費につきましては、1,300万円余の減額をお願いしております。これは、熊本県広報誌「県からのたより」の発行の事業費確定に伴う減によるものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。同じく12ページ、下の表をごらんください。

平成24年度に1,500万円を限度額として計上しております。これは首都圏広報のための委託料でございます。東京事務所において、年度早々に行う事業の契約締結に期間を要するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。資料13ページをお願いします。

総額で9,000万円余の減額補正をお願いしております。

2段目の防災総務費でございますが、説明欄をお願いします。

2の防災対策費につきまして、1,414万円余の減額ですが、その内訳は、(1)の防災・震度情報システム管理費につきまして、入札残等による減額、また、(2)の地域防災計画見直し検討委員会運営事業につきましては、

調査委託料の執行残でございます。(3)の自主防災組織設立促進・活性化事業につきましては、設立支援として資機材等を配備する市町村に対する助成を実施するもので、6月補正でお願いした分でございますが、年度途中からの実施でもあり、対応できない市町村があったことから減額をお願いしているものでございます。この事業は、24年度も継続実施として予算計上をお願いしております。

下段でございますが、債務負担行為の設定でございますが、これは、防災行政無線中継所の用地を賃借しております。本年度中に来年度以降の契約を締結する必要がある2カ所について、3カ年度で6万3,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。説明資料の15ページをお願いいたします。

下段の人事管理費でございますが、今回2億300万円余の減額補正をお願いしております。それは退職手当に係る減額補正でございます。

主に平成23年度の退職者数が当初予算要求時における見込み数、これは過去5年間の平均で算定しておりましたが、それよりも退職者数が下回ることなどから、今回減額補正をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。16ページをお願いいたします。

2つの表がございますが、上の表から御説明させていただきます。一般会計でございます。

まず、1段目の一般管理費2,800万円余の減額でございますが、これは全庁分を一括管理しております赴任旅費の減等によるもので

ございます。

2段目、財政管理費でございます。129億円余の増額をいたしておりますが、このほとんどにつきましては、説明欄の5にございます。財政調整用として使っております県債管理基金積立金への積み立てでございます。

それから、その3段目、元金、それから4段目の利子につきましては、一般債に係る元金及び利子の最終見込み額に応じました減額並びに公債管理特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

最下段の公債諸費につきましては、起債を抑制したことにより発行手数料の減などによるものでございます。

下段の表をお願いいたします。

ここが公債管理特別会計になります。

2段目の利子でございますが、3億4,200万円余の減額でございます。これは借入れの利子が当初想定していた利率を下回ったことにより実績見合いの減額になっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。説明資料の17ページをお開き願ひいたします。

下の段の方の諸費についてでございますが、右側説明欄にありますとおり、有斐学舎運営費補助82万円余の減額をお願いしております。

これは、東京周辺の大学に通学する県出身者の学生寮「有斐学舎」埼玉県にございますが、これを運営する財団法人肥後奨学会に対しまして、ふるさと応援寄附金夢教育応援分として寄附された82万円余の交付に関しまして、財団の方から、有斐学舎の建てかえ財源の一部としたいので交付を留保したい——留保と申しますのは、交付時期を先に延ばしてほしいということでございますが、留保した

いと申し出がございましたので、減額をするものでございます。なお、交付申請は、最大3年間留保できる形になっております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。18ページをお願いします。

私学振興費につきまして、628万円余の増額をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

2の私学振興助成費のうち(1)の私立高等学校等経常費助成費補助でございますが、対象生徒数が当初見込みを上回ったことによるもので、8,700万円余の増額をお願いしております。(2)の私立高等学校授業料等減免補助は、対象生徒数が当初見込みを下回ったことによるもので、1,500万円余を増額するものでございます。(3)の私立学校施設整備支援事業は、本年度の新規借り入れ額の減によるもので、140万円余を減額するものでございます。(4)の私立高等学校等就学支援金事業は、対象生徒数が当初見込みを下回ったことによるもので、5,200万円余を減額するものでございます。(5)の熊本時習館私学夢教育事業から(8)の夢応援進学資金給付事業は、いずれも執行残による減額でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

熊本時習館特別支援相談員派遣事業についてでございます。

これは、発達障害に対する専門知識を有する者が、県発達障害者支援センター等、関係機関と連携しながら各私立学校を訪問し、教職員研修や発達障害のある生徒に関する助言、関係機関との調整等の支援を行うものです。新入学生の受け入れや進級時である4月から支援を開始するため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。19ページをお願いいたします。

中段の人事管理費でございますが、3,192万円余の減額をお願いしております。

内訳は、右側の説明欄でございますが、職員福利厚生費の職員住宅整備事業において廃止しました職員住宅について、建物を解体せずに売却することに伴う解体撤去費の減によるものでございます。

下段をお願いいたします。

恩給及び退職年金費でございますが、対象者の死亡による受給者の減少でございます。924万円余の減額をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○米満管財課長 管財課でございます。資料の19ページの下段をごらんください。

財産管理費の補正をお願いしております。説明欄をごらんください。

庁舎管理費のうち、庁舎の維持補修費の執行残として1,000万円の減額をお願いしております。

次に、庁舎管理費として、行政棟の本館、新館に有料広告スペース30枠を設けておりますが、広告収入の増がありましたので、213万8,000円の増額補正を行い、増額を庁舎管理費に充当し、一般財源等財源更正を行うものでございます。

管財課は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○出田税務課長 税務課でございます。

まず、1段目の税務総務費でございますが、4,939万円余の減額補正をお願いしてお

ります。

説明欄の2でございますが、税務管理費といたしまして、自動車税電話納付案内業務委託の入札残としておりますが、これは、自動車税を納期限内に納めていただかなかった納税者の方に、納税の督促をする電話をかける業務を委託しておったものでございますが、この入札残152万円の減額でございます。

3のふるさとくまもと応援寄附金基金積立金93万5,000円でございますが、これは基金に積み立てております利息等の分を、さらに基金に積み増すものでございます。

次、2段目の賦課徴収費でございますが、6億6,806万円余の減額をお願いしております。

説明欄の1でございますが、まず公金取扱費として193万円余の増額でございますが、これは、地方消費税は消費税とあわせて国が徴収しております。この国への徴収取扱費の支払い額が、税収に伴って増額するものでございます。

次に、2の県税過誤納還付金でございますが、法人事業税の確定による還付金の減ということで、6億7,000万円の減額をお願いしているところでございます。

それから、3段目の利子割交付金以下は、これは、税収等の増減によって、法令により市町村あるいは都道府県に支払う精算金の額の増減が発生しておるものでございまして、所要額の調整を行うものでございます。

次、21ページでございますが、債務負担行為の設定を2件お願いしております。

まず、自動車税納付促進広報事業につきましては、自動車税が5月1日から5月31日までの納付期限となっております、納期限内に納税していただくための広報を行う必要がございます。委託によって行っておりますが、この事業の着手を年度内に行う必要がございますので、337万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次のくまもと県税システム機器更改業務でございますが、これは、現在くまもと県税システムに使用しております機器につきましては、平成19年の9月から使用しております。既に6年を超え、来年の1月、平成25年1月に機器の更新をしたいと考えておりますが、機器の更新に当たりましては、データ移行、それからシステムの改修が必要となっております。この作業につきましては、年度内にも委託契約を締結し、作業に着手する必要がございますので、債務負担行為1億113万円余の設定を願うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。資料の22ページをお願いいたします。

まず、地域振興局費におきまして、7,300万円余の減額をお願いしております。これは各種庁舎管理業務委託及び耐震改修工事等の入札残でございます。

次に、2段目の諸費でございますが、これは自衛隊員募集啓発費の国庫内示減に伴いまして60万円余を減額するものでございます。

次に、4段目の自治振興費でございます。主なものについて御説明いたします。右側の説明欄をお願いいたします。

まず、(2)の市町村自治宝くじ交付金でございますが、これは市町村自治宝くじの売り上げ実績減少に伴いまして、交付額の減額1億2,700万円余でございます。

次に、(3)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業でございます。これは、全国的にシステムを運営しております指定情報処理機関でございます財団法人地方自治情報センターへの県からの交付金の確定に伴う減額など、1,400万円余でございます。

次に、5段目の選挙管理委員会費でございますが、これは、職員給与のほか、2行目で

ございます、選挙執行委託費の国庫返納金13万円余を計上してございます。

次に、6段目の県議会議員選挙費でございます。これは、平成23年4月10日執行の県議会議員選挙に要した経費でございますが、半数の選挙区が無投票になったこと等に伴う減額2億9,700万円余でございます。

次に、7段目の知事選挙費でございます。これは、平成24年4月15日任期満了に伴う知事選挙の執行経費でございますが、投票日が3月25日となったことに伴いまして、次年度予算計上分等の減額2,200万円余でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、任地居住を行っております地域振興局の局長宿舍等の借り上げに係る経費につきまして、あらかじめ債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。資料の24ページをお願いいたします。

上の表2段目、自治振興費におきまして、854万円余の増額でございます。主なものは、説明欄(2)の市町村交流職員給与等負担金でございます。

次に、下の表、市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

まず、上の段、市町村振興資金貸付金ですが、市町村等からの借り入れ要望がなかったことに伴い、貸付金を1億円減額するものでございます。

次に、2段目の一般会計繰出金でございますが、これは、県の財政再建戦略に基づきまして、財政健全化分として38億7,500万円を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたしま

す。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。25ページをお願いします。

まず、1段目の防災総務費ですが、7,600万円余の増額をお願いしております。

このうち、説明欄2ですが、防災消防ヘリコプター管理運営費につきまして、今年度、JA共済連様から、ドクターヘリと防災消防ヘリの救急搬送業務の充実に活用する趣旨で1億2,700万円の寄附をいただいておりますので、そのうち防災消防ヘリに約3,000万円を充てて、一般財源を減額する財源更正を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為の設定でございますが、防災消防ヘリコプターを24年4月1日の年度当初から運航するために、運航管理委託及び航空保険につきましては、あらかじめ本年度中に契約を締結しておく必要があることから、9,300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上です。

○坂本企画課長 企画課でございます。資料の27ページをお願いいたします。

計画調査費で9,704万円余の減額をお願いしております。右の説明欄をごらんください。

九州経済調査研究協会への職員派遣を本年度から中止したことによる宿舍借り上げ料の減額及び地域づくり夢チャレンジ推進事業の執行残を減額するものでございます。

次に、債務負担行為の設定についてですが、東京事務所職員宿舍等賃借と銀座熊本館運営業務をお願いしております。

これは、東京で勤務する職員の宿舍の借り上げ、東京事務所の管理料及び銀座熊本館での県産品展示やPRの委託を年度当初から契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。資料の28ページをお願いいたします。

計画調査費で3,869万5,000円の減額をお願いしております。説明欄をお願いいたします。

まず、開発促進費の(1)市町村派遣職員負担金でございますが、これは市町村からの派遣職員の給与等負担金でございます。445万円余を計上するものでございます。

次に、(2)水俣・芦北低炭素地域づくり推進事業につきましては、国庫補助事業の内示減に伴い、2,083万円余の減額を行うものでございます。

次に、(3)新幹線元年戦略推進事業につきましては、基金繰入金から一般財源へ財源更正を行うものでございます。

次に、大きな2番目の企画推進費でございます。

まず、(1)水俣・芦北地域産業振興と雇用創出につきましては、国の雇用創造事業に採択されたことに伴いまして、県費2,260万円余を減額するものでございます。(2)の熊本駅周辺及び阿蘇くまもと空港周辺景観整備事業につきましては、事業費の執行残132万円余を減額するものでございます。

それから、大きな3番目の国庫支出金返納金161万円余でございますが、これは過年度交付額の確定に伴う国庫精算返納金でございます。

それから、このページの一番下の欄でございますが、企画施設災害復旧費でございます。熊本駅周辺県有地災害復旧事業につきまして、基金繰入金から一般財源への財源更正を行うものでございます。

続いて、資料の29ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。くまモンキャラバン隊事業委託業務3,207万円余に

ついて、債務負担行為の設定を行うものでございます。

これはくまモンキャラバン隊が年度当初から活動する必要があるため設定をするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。同じ29ページの下段の表をお願いいたします。

計画調査費で6,100万円余の減額をお願いしております。説明欄をお願いいたします。

県立劇場の施設整備費についてでございますが、県立劇場は、昭和57年の開館以来、約30年が経過しておりますので、改修計画を策定いたしまして、毎年計画的に改修工事を実施しております。

本年度、平成23年度は、土木部営繕課に依頼いたしまして、コンサートホール等の空調設備であります冷温水発生装置の更新あるいは演劇ホール迫り舞台の改修工事等を、年末からことし3月15日まで、劇場を休館いたしまして実施しておりますが、これはその入札等に伴う執行残でございます。

次の30ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

後ほど条例等関係で御説明申し上げますけれども、県立劇場の指定管理につきましては、これまで2期6年間運用してきたところでございますが、本年度で2期目の指定管理期間が終了いたします。改めて来年度から3期目の指定管理業務を委託することになりますが、県全体の指定管理期間の見直しが行われ、原則として5年に延長されたことから、その5年間の委託料について債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。資料の31ページをお願いいたします。

計画調査費で1億4,000万円余りの減額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。

まず、1の交通整備促進費でございます。

主なものとして、(1)の肥薩おれんじ鉄道沿線活性化支援事業につきましては、緊急雇用基金事業を活用したおれんじ鉄道運転士の研修期間の確定による800万円余りの減額でございます。(2)の肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業につきましては、おれんじ鉄道の鉄道基盤整備維持費に係る補助金の執行残として、300万円余りの減額でございます。

次に、2の空港整備促進費でございます。

主なものとして、(1)の阿蘇くまもと空港直轄事業負担金につきましては、震災の影響により事業費の配分が圧縮され、当初事業費見込みより大幅に下回ったことなどによる1億700万円余りの減額でございます。(2)の阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業につきましては、所要見込み額の減による阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する2,300万円余りの負担金の減額でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。資料は32ページをお願いいたします。

上段の人事管理費でございますが、6,100万円余りの減額をお願いしております。

内訳としましては、説明欄に記載しておりますホストコンピューターシステム関連の入札残、パソコン調達に係る入札残及び各種情報システム管理、運営に係る入札残などに伴う減額でございます。

次に、下段の計画調査費でございますが、3,300万円余りの減額をお願いしております。

内訳としましては、熊本県総合行政ネットワーク管理運営に係る入札残などに伴う減

額、また、市町村が実施しました携帯電話基地局整備に係る情報通信格差是正事業費の国庫補助金の返納分でございます。

以上、合計9,600万円余りの減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。資料の33ページをお願いいたします。

委託統計費として835万8,000円の減額を計上しておりますが、これは国から委託を受けて実施します統計調査の国庫委託金の内示増減及び平成22年度国庫委託金精算に伴う不用額返納分の増額でございます。

説明欄をごらんください。

内訳は、毎年実施しております経常調査の9事業分として合計で459万7,000円の減、5年ごとに実施しております経済センサス活動調査等の周期調査の3事業分として合計で580万4,000円の減、また、前年度の国庫委託金精算に伴う返納として、平成22年度毎月勤労統計調査分及び平成22年度教育統計調査分、204万3,000円の増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○田上会計課長 会計課でございます。資料の35ページをお願いいたします。

まず、上の表の一般会計でございますが、下段の利子は、一時借入金の借り入れ金利の低下による利子の減に伴う900万円の減額でございます。

次に、下の表の収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金について、財源更正を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課です。資料の36ページをお願いいたします。

債務負担行為ですが、これは、県の各機関において契約する共通的な4つの業務につきまして、本年4月から役務の提供を受ける必要がある案件につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。

まず、県有施設等管理業務ですが、一番右側の補正後の限度額の欄をごらんください。

41億2,300万円余、555件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、庁舎清掃や警備などに係る業務委託でございます。

次に、給食業務でございますが、限度額8,100万円余、7件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、特別支援学校などの給食に係る業務委託でございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、限度額12億4,700万円余、219件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの開発や維持管理など、情報システムの運用に係る業務委託でございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、限度額15億1,300万円余、322件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、パソコンなど情報システム関連機器などのリースでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松見人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の37ページをお願いいたします。

委員会費につきましては、41万1,000円の減額をお願いしております。これは、人事委員会委員3人の報酬について、活動実績を踏まえて減額補正をお願いするものでございます。

次に、下の段、債務負担行為の設定につきましては、職員等採用試験案内の作成業務に

ついてお願いしております。

これは、受験者確保に向けて、試験内容の早期収集を図るため、年度当初に試験案内を作成し配布する必要があり、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。資料38ページをお願いいたします。

上段、委員費につきまして、委員報酬の執行残としまして54万4,000円の減額をお願いいたします。

以上でございます。

○黒田議会事務局次長 議会事務局でございます。資料の39ページをお願いいたします。

議会事務局全体といたしまして、6,803万円余の減額補正をお願いしております。

まず、上段の議会費でございますが、海外行政視察等自粛による旅費の減、委託料の入札残に伴います減、食糧費及び使用料、賃借料の経費節減による減でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、委託業務及び備品購入の入札残等に伴います減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 1つは、追号でもありました、国の4次補正を受けてもいろいろあって、いわゆる経済対策基金事業あたりが、こうしてさらにという形で幾つか出てきているんですけども、結局、今年度である程度基金事業、経済対策で以前組んだやつの中で、切れるものというのは結局トータルでどのく

らいあるのかということ、今回のその補正でどのくらいのがカバーできるようになったのかということをお聞きしたいんですけれども。

○浜田財政課長 まず、国の経済対策基金の状況について御説明します。

ちょっと時系列に申し上げますが、9月補正後の段階で御説明したときに、国の経済対策基金の23年度で終わるやつ、この部分が14本ございまして、46億円弱の未執行がある見込みですというふうに申し上げました。その後、11月議会のときに説明申し上げたのは、それが10本に減りました、執行残も29億まで減りましたという御説明をさせていただきました。

結論ですが、今回でございます。最終的に、23年度限りの基金は3本までに減少をいたしました。この執行残についても、結局、非常に端数の額、550万程度の額になっておりまして、この3本でいきますと、ほぼ未執行率は0.0%という数字になっております。

御存じのとおり、3次補正で5本の延長、追加、それから4次補正で6本の期間の延長、追加ということでございます。それから、今回、また国の当初予算での論議の中で2本の延長がなっておりまして、結果的には、ただいま申し上げましたように、3本だけが23年度限りで終わるということになっております。

2つ目の御質問ですが、この3次補正あるいは4次補正で追加された分につきましては、当初予算で使途事業として見込めるものは見込んでおります。ただ、今回の4次補正でついた部分については、当初予算間に合っていない部分もございまして、これは6月補正予算の中でまた御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○大西一史委員 かなりこの基金事業、どういふふうになるのかということは、国の経済対策がしっかり地方で生きるような形で使われるのかどうかということに関しては、非常に心配しておったわけですが、今状況をお聞きした限りでは、こういう形である程度カバーをすることができたということでありませう。

今後、ただ、この基金も、延長であるとか、それから、さらなるプラスであるとかということも含めてですけれども、先ほど6月あたりでということでの補正ということでもありますけれども、やはり非常に経済情勢が厳しい中ですから、その辺は切れ目なくといいますか、執行をしっかりしていただけるように、そしてまた生きるようお願いをしたいということ、これは要望しておきます。

以上です。

○前川収委員 今の大西先生の関連なんですけれども、いろいろ御苦労さまでございました。皆さんの努力の中でも、このように、いわゆる経済対策予算の消化と延長というものが現実になったということで、大変よかったというふうに思っています。

ただ、ここで我々が——前も1回言ったと思いますけれども、考えておかなければならないのは、国の当初予算というのは、なかなかもう取れないと、いわゆる国のプライマリーバランスの全体像を見ていけば、今本当に必要な予算というのが、当初から組んでくるというのはなかなかもう難しい時代になっているところを、我々も意識として持つておかなきゃいけないと。

つまり、何が言いたいかという、やっぱり補正というのが、多分必要であれば今後も組まれてくるだろう、今回3次、4次と補正予算が組まれた、この3次補正予算の方は、土木分野が熊本県随分頑張ってくださいましたし、4次補正については、農政分野、農林

水産分野がしっかり頑張っていたというふうで、この3次ももちろんですけども、4次の方も、全国的に比べても、熊本県のシェアというのは平均より随分高い予算のシェアを取ったということですが、ここはやっぱり常にアンテナを張ることと、常にどういうニーズが県民の中にあるのかという部分の把握ができていないかということに、他県との差が出るというふうに私は思っています。

予算が組まれますよという告知があったときに、直接事業をやる市町村とそれから県全体がきちっとそのことをわかっていないと、要するに手を挙げられないですね。このメニューに沿う形で予算をいただきたいという、ぱっと手を挙げるときの手挙げがなかなかできない。その点、本県は、非常にスムーズに、しかも県全体のニーズをとらえた手を挙げて要望を出していただいている、そのことが予算につながってきているというふうに思っておりますので、3次補正、4次補正という部分についても随分頑張っていたということ、県民の一人として感謝したいと思いますし、これからも当初予算の——予算をずっとこれから国から、まあいただくという言い方はおかしいんですけども、取ってくる状況の中にある心構えというんですかね。その辺のところについて、総務部長、ちょっとお話を聞かせていただければと思います。

○駒崎総務部長 今、前川委員から大変お褒めを含めたお話をいただきましてありがとうございます。

お話がありましたように、土木部、農政部が、当初予算が非常に厳しい中で、県内の事業につきまして、着々と準備をして、いわば弾込めをしていたことが功を奏して、補正予算という限られたスケジュールの中でたくさんの配分を受けることができたのではないかと

と思っております。

御指摘がありましたように、そうした努力を重ねて、常に県民や市町村のニーズ、あるいは県としての全体的な計画との整合性を図りながら、今後もそうした努力を重ねて、いつでも対応できるように取り組んでまいりたいと思います。

○前川収委員 よろしくお願ひします。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はございませんか。

○大西一史委員 補正でちょっとお尋ねなんですけれども、くまモン、29ページ。

債務負担行為、地域振興課の方、これは上がっていますけれども、当然、くまモン、非常に今人気で、ある意味ではしゅんでもあるわけですから、特に熊本市あたりも政令市に移行をしようという中で、恐らくいろんなイベントが多分たくさんあるんだと思うんですね。だから、この辺が切れ目なくするためのこの債務負担行為だというふうに思うんですが、その辺の年度をまたぐぐらいの時期ですよ。そういうオファーというのは結構多いんですかね。どんな状況かというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

くまモン、非常に、今大西委員御指摘のとおり、大人気でございまして、年度末、それから年度当初を通して、公式、非公式、さまざまなオファーが来ております。けさ方、担当に確認したところでは、もうことしの11月ごろの依頼も来ているというふうに聞いておりますので、そういうことで切れ目なくやっていくためにも債務負担行為の設定をお願いしたいと思っております。

○大西一史委員 実は、あえてこれをお聞きしたのは、やっぱりそういう申し込みをするんだけど、なかなかこの、要は予算がきちっと決まっていなかったりあるいはそれが確定するまではなかなかわからないということで、その担当のセクションあるいはその委託先あたりも、返事になかなか困るというような状況がどうも現場で起こっているらしいという話を聞いたんですね。

やっぱりこういうイベントとかも、くまモンが来るか来ないかで随分最近はその動員といますか、変わってきているというようなこともありますので、こういった債務負担行為については柔軟に対応していただけるように、これはお願いしたいということで、以上です。

○前川収委員 もう1ついいですか。全体の補正予算の中で、さっきのずっと説明を聞きながら、減額補正の中で入札残とか執行残とかいう話がありました。執行残は、頑張っていて、何というんですか、経費節減の中で頑張られたと思いますが、入札残が結構多かったなという印象を持ちながら聞いておりました。

例えば22ページ、地域振興局費の(2)番、総合庁舎維持補修費の中で、庁舎管理業務委託の入札残として2,900万円ですか、結構大きい額で入札残という数字が出ているということですが、心配なのは——もちろん残った方がいいのはいいんでしょうけれども、やっぱり地場の皆さん方が、こういった業務委託をとっていくときに、人件費も含めて、ぎりぎりの予算でやっていっちゃうんじゃないかなと、そのことが結果として本県経済にどういう影響が出てくるのかなということを心配いたします。

もちろん満額でとれという前提じゃなくて、競争の原理が働くことを否定はいたしません。それはいいと思います。ただ、余りに

も県内のいろんな——中小企業振興基本条例等々でもうたっていますけれども、さまざまな業務委託等々の中で、種類によっては最低制限というんですか、が設定されているものもあれば、底値なしというんですか、ほとんど設定されてなくて、どがん安かったっちゃ一番安い人に落とすというような設定になっているやつもあるやに——種類によっていろいろ違うんでしょうけれども、聞いておまして、そういう何か全然最低が設定されていない部分の中で非常に過当な競争が行われているということであれば、決していいことじゃないなというふうに思っていますので、その辺がどうなっているのか、少し教えていただければと思います。

例えば、じゃあこの市町村行政課が持っている、今私が例で言った総合庁舎の補修費の2,900万円の、これは入札残と書いてあります。まあ、等があるから、ほかの等の部分が大きいのもかもしれませんけれども。

○能登市町村行政課長 予算総額が1億1,000万ございます。そのうちの2,900万ということでございますが、ほとんどが入札残でございます。そのうち、それぞれの振興局で入札事務自体は実施しておりますが、それぞれの中で出てきております最低制限価格については、設定はされていないというふうに聞いております。

○前川収委員 1億1,000万、まあ11事務所の中に分散すれば少しずつかもしれませんが、トータルで見れば10か11の事務所ですかね、振興局。

○能登市町村行政課長 10でございます。

○前川収委員 10事務所の中の1億1,000万で2,900万入札残が出ていると、しかも、それが最低制限価格の設定がない中での入札残

が出ているということは、やっぱりどこかがみんな苦しんでいるんだろうと思うんですね。

私は、別に業者がもうけるで云々くんぬんと言っている話じゃなくて、そこには県民が働いているわけですね。仕事をしているんですね。やっぱり最低賃金の部分も含めて——同じ仕事をやるわけですから、幾らでとるかということは、そのまま仕事に反映していくということになりますから、なぜその最低制限価格を設定されてないんですか。質問。

○清田管理調達課長 管理調達課でございますけれども、業務委託全般の入札制度を担当しておりますので、管理調達課の方から今の御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、最低制限価格でございますけれども、前川委員言われましたように、すべての業務に最低制限価格の制度があるわけではございません。現在、県の方で最低制限価格の制度を設けておりますのは、労働集約型の5つの事業、清掃業務など5つの事業につきましては、その設計額に占めます人件費の割合が非常に多うございますので、価格が競争で落ち過ぎますと、その履行が困難になると。履行の確保のために最低制限価格を設けております。

ほかの業務につきましては、なかなかそういった目安がございませんものですから、言われましたように、最低制限価格は設けずに、最低額で入札したところと契約するというシステムをとっております。

ただ、今進めている制度の中で、業務委託の中でも、総合評価できるものは総合評価の制度を取り入れまして、技術面も取り入れまして、価格だけではなくて、技術面の評価も取り入れて入札者を決めるというようなことも、少しずつではありますけれども、取り入れていっているところでございます。

そういった価格だけの競争に伴いますいろいろな問題点をクリアするための制度は、現在少しずつ取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 今そういう制度だということではありますが、私は、庁舎の維持、補修というのがどういう事業なのかよくわからないんですけれども、何か工事なんですかね。工事だったら、多分最低制限価格があると思うんですね。要するに、建築とか何か、ああいふ工事。だから、そうじゃないならば、労働集約型の何か庁舎そのものの清掃とか、そういう管理的なものかなと思いついていたんですけれども、そうじゃないですね。

○清田管理調達課長 ちょっと具体的な市町村課の事業の中身はわかりませんが、振興局などの庁舎につきましても、先ほど言いました制度と同じでございますので、労働集約型の事業につきましては最低制限価格を設定しております。

○前川収委員 ただ、設定してないということは、そうじゃないということなら、何なんですか。工事でもないでしょう。工事だったら最低制限価格が多分あるんでしょう。

○佐藤雅司委員長 具体的な内容を、能登課長。

○能登市町村行政課長 さまざまございますが、例えば、委員御指摘の清掃もございませぬ。あと、空調の保守点検、浄化槽の点検、電気工作物の点検、消防設備の点検、エレベーターの保守、樹木管理、自動制御設備の保守、さまざまな委託が中心でございます。

○前川収委員 じゃあ、多分最低制限価格が

あるやつとないやつが混在しているんでしょ
うね、今さらっと話を聞いただけでは。総務
部長が説明しなはったってよかですよ。多
分、そうだと思います。

ただ——もういいです。そこはいいんです
けれども、こういう入札残が残るぐらいな
ら、ある程度は、その内容自体、仕事の内
容、例えば100万円かかる仕事を10万円と
られて、それでいいですよなんていう世界
が、今このデフレの時代でやっていいのかな
というのを、私は公共であるがゆえに思っ
ておまして、ぎりぎり節約するなどと言っ
てるんじゃないで、適正な価格、公共がやる上
においての適正な価格というもののやっぱ
り基準をある程度は持ちながら、そういった
制度として——今制度がそうなっているとい
うことじゃなくて、その制度を変えるべき部
分はやっぱり変えていくという努力はして
いただいた方がいいと思います。

多分、保守点検とかいろんなことをやっ
ていらっしゃる方も、全部地元の県民の方
で、何かかなり苦しみながらやっているとい
うことだと思うんですね。背に腹はかえられ
ないから安くとっているけれども、とって
も、まあお金が回るだけでもうけはないと
。もうけてもらわぬと、最終的には税金は
戻ってこないし、県民の総幸福量もだけ
れども、県民の所得の方もやっぱりきち
っと反映できるような、そういった行政
的な役割という部分もあると思います
ので、総務部長、どうですか、一回そ
こら辺を全体的にしっかり見詰め直して
みるという機会をつくってみてはいかが
ですか。

○駒崎総務部長 地元の厳しい経済情勢等に
考慮した、そうした事柄を肌感覚で御存
じの各委員の御発言かと思っております。

契約につきましては、当然のことながら、
今さら申し上げるまでもないかもしれませんが、
競争原理によるということと、公平性、

透明性を担保するということがありまして、
価格が最も客観的な指標ですので、価格競争
という形での入札というのが一般的に行われ
ております。

一方で、法律にもありますけれども、不当
な競争でありますとか、過当競争は防いで
いかないといけませんので、特に0円入札
とか1円入札、極端な例もパソコンの場
合などはございましたけれども、そうした
過当競争や不当な競争を防止するとい
うことと、一方では、技術力を担保して、
どんどん安い値段でしか仕事をとれない
となると、知識を持った専門的な技術
員を維持できなくなるというようなこと
もあるかと思っておりますので、そう
した点を総合的に考慮していく必要はあ
ろうかと思っております。

管理調達課から説明がありましたように、
その辺の中で、最低制限価格を設けるも
のと設けないものと、いろいろ試行錯
誤しながら、制度設計をしながら進め
ているかと思っております。

今回の予算等を含めまして、入札残等
がたくさん出ているという現象があれば、
再度そこは精査をしまして、少し競争
原理、そちらの方に傾き過ぎている部
分があれば、検討をやりたいと思っ
ております。

しかしながら、一般的に最少の経費で
最大の効果を上げるというのが行政の使
命でございますので、そこは、一方の
原則としてはあるということについて
は御理解をいただきながら取り組ませ
ていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

○前川収委員 入札残を手放しに喜んで
もらっては困るという意識だけは持っ
ていただければと思います。

○大西一史委員 今の前川先生とのやり
とりを聞いていてちょっと思ったん
ですが、当然、価格だけではなく、総
合評価できる部分

もいろいろあるあるいはそういった考慮もする、ただ、当然ながら、そういう公平性とか透明性とかということも考慮されなきゃいけないというのはよくわかるんですが、やっぱり物品調達とか業務委託とかで、なかなかもう——これは全国どこで買っても同じものであるとか、そういったものであっても、例えばどこから買うのかと、同じような値段であればですね。こういったところというのは、例えば地域要件をきちっと入れるということも、私は必要なんだろうというふうに思うんですね。

だから、今後は、管理調達課あたりも含めて、総務部全体としてこれは検討されていく中で、今前川委員がおっしゃったように、ただ単に安ければいいということではないということと、それと同時に、きちっとその地域で営みをしているところにやっぱり配慮すると、これが我々が議員提案でつくった中小企業振興条例の、基本条例の意義ということもありますから、そういったこともぜひ配慮していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これは管理調達課。

○清田管理調達課長 管理調達課です。

今、委員の方から、地域要件の設定というお話がございましたけれども、現在、中小企業振興条例に基づきまして、地域要件は原則としてすべて設定しております。特に、地元の企業では調達できないとか、地元の企業ではなかなか競争が確保できないとか、特別の場合だけ地域要件を外しておりますけれども、現在はほとんどすべてが地域要件を設定しているという状況でございます。

以上でございます。

○大西一史委員 とはいえ、実際に、じゃあ本当にその地域、例えば地域振興局ごとでは、どういうエリアで地域要件を決めるのかとか、これはありますよ。だから、その地域

要件を一応設定しているというのがどのくらいなのかというのは、よくもう一回検討してみてください。

実は、いろんな業界の人たちからの話では、どうして地元の企業がとれないような仕組みになっているんだというようなことは、これはよく実は聞きます。ですから、現実的には、地域要件というのは、金額の大小によってもいろいろあるというふうに思いますけれども、できるだけ地元で調達をするということを、ある程度、これはルール化というのは、なかなかこれは線引きも含めて難しいと思うんですけども、その辺はもう少し工夫をしていただきたいという意味も込めて実は要望しておりますので、よろしく申し上げます。答弁は結構です。

○岩中伸司委員 今入札残のことからずっと議論がなっていますけれども、私も、部長おっしゃるように、最少のやっぱり経費で最大の効果を出すというのは、これは原則だというふうに思うんですね。

先ほど、入札の関係で、余り低過ぎたらいろんな問題も発生をするというふうなことがいろいろ議論されていますけれども、労働集約型については最低制限をきちんと設けているということでちょっと安心しているんですが、県ではそんなことはないだろうと思うんですが、市町村の段階では、それぞれ事業委託をした中で、結局、そこで働く人たちは、最低賃金以下、先ほどちょっと出たんですが、こんな職場がやっぱり現実熊本県内にも出ているんですね。

これは、今全国的に公契約条例というような形で、県、自治体、それぞれが契約するときに、きちんと賃金も払いなさいというようなことも取り決めをするということだというふうに思うんですけども、そういう意味で、県の場合は、労働集約型の事業に対しての最低限を設けているというのは、例えばそ

の業務に対しては何人の人が必要なんだというの、まあ細かなところまで含めてですけども、そういうやつも把握をされて委託をされているのかどうなのかというのは、どこが。まあ、すべてに関係するので、どこか代表して。

○清田管理調達課長 管理調達課でございますけれども、最低賃金につきましては、最低制限価格を設ける場合には、人員、それぞれの人件費ですね、そういったところ、最低賃金との関係を十分確かめました割合を設定しているところでございます。

設計をするに当たりましては、人数、その他につきましては、具体的などころまでちゃんと積み上げております。

○岩中伸司委員 大体そういうことで積み上げられているということで、私が聞いたところの自治体も、そういうことだったけれども、現実には全然違ったという、まあ悪質業者だと思えるんですけども、でたらめな賃金の状態で働かされていた、労働条件もそうだったということを具体的に聞いたんですけども、そういうことはやっぱり一切ないように、ぜひ指導をしていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○井手順雄委員 管理調達課にお聞きしますが、今、最低賃金、人的なものは設けたと。これは入札制度としては、例えば現状は8割だったですね。どういった制度ですか、その最低賃金を設けたという入札制度。どういった——でしょう。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。

具体的に申し上げますと、業務委託の労働集約型で今設けておりますのは、予定価格の80%を最低制限価格としております。ですか

ら、それを下回るものは失格となります。

あと、5つの業務のうち、樹木保護管理業務につきましては70%から80%の間と。これは、樹木保護管理の場合は、いろんな高木の伐採から低木の伐採、そのほか木々の薬品をまいたり、いろんな業務がございまして、それによりまして人件費の割合が違いますものですから、その設計価格の中の人件費の割合を見まして、70%から80%の間と、中で設定させていただいております。

以上でございます。

○井手順雄委員 私が何を聞きたいかといいますと、今管理調達課から出る、いわゆる人的な業務委託の工事というか、仕事は、予定価格を今までどおり教えなくて、そこから最低価格の8割というような入札の方式なんです。そうすると、一般土木といいますか、工事に関しましては、予定価格は事前公表です。そういう中で、8割線の中で、あとはランダム係数を入れて最低価格を出すと、こういった方法なんです。何で管理調達課は、事前公表をしないで8割と、2割減という形にされるのか。

私は、よかならば、公平性といいますか、出すならば、まず、さっき岩中先生がおっしゃったように、熊本県は、人的に、例えば清掃業務だったら、ここに1平米当たり何人を持ってきて、最低制限価格以上の設計でこうでありますから、設計価格がこうなりますよというのを提示したところで、最低制限価格の中で土木と一緒にランダム係数を当てると、こうしたら必ず最低賃金は守られると。県は出しているから、その中で勝負してくれというような方法になると思うんです。何で管理調達課だけは、そういった予定価格を公表しないで、2割線という形の中でやっているのか、そこら辺の見解をお聞かせください。

○佐藤雅司委員長 一般土木との違い。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。

委員御指摘のとおり、土木におきます建設工事につきましては、予定価格が事前公表されておりますけれども、それ以外の業務につきましては、すべて熊本県では公表しておりません。といいますのは、競争入札の原則といたしまして、参加されたおのおのの業者が、発注者が示した仕様書などをもとに見積もり努力を行うことによって適正な競争が行われるものでありますので、原則として予定価格の事前公表は行わないこととしております。

最低制限価格制度がある事業などにつきましては、最低制限価格が予測されるため、競争原理が働かなくなるというようなデメリットがございます。

また、国におきましても、予定価格の事前公表については、次のような弊害があるとして、都道府県知事あてに、それは行わないように要請しております。その1つが、その価格が目安となって適正な競争が行われなくなること、2つ目が、業者の見積もり努力を損なわせること、3つ目に、談合が容易に行われる可能性があることということで、国の方から通達を受けているところでございます。

その中で、本県におきまして、建設工事だけが例外的に公表しておりますけれども、これは、一時期地方公共団体発注の公共工事をめぐる不祥事が続きまして、全国的に建設工事関係の予定価格が公表されるようになったいきさつもございまして、現在も、都道府県のうち約半数程度が、建設工事だけに限りましては例外的に予定価格を公表しているところでございます。

以上のような状況にございまして、業務委託や物品調達など、いわゆる建設業務を除きますすべてのほかの業務でございまして

も、これにつきましては、競争の入札の原則を行うために予定価格の公表は現在していないというところでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○井手順雄委員 じゃあ、建築とか土木が談合しよるみたいですね、課長が言うには。

私が言いたいのは、予定価格の事前公表というのは何ぞやという話ですよ。県がこれだけ設計していますよという証明なんですね。その中から各業者は、これが上限なんだと、その中で見積もって、最後の最低ラインというのを教えない、これが私は自然な方法だと思いますよ。その範囲内で頑張って、その中で落札していく、これが私は、先ほどの話にもありましたように、人的シェアが大きい仕事であれば、最低賃金も守られるというようなことだろうというふうに思います。逆な考えですたいね。

課長は、土木が事前公表しとるけんが、談合とかいろんな不正が行われるというような言い方ですけども、それは、何で県の土木部はそれをやっているんですか。いや、もうよかて、答弁は求めません。

そういうことであるから、よかったら、やっぱりそういった人的な委託業務に関しては事前公表を行って、8割線のランダム係数で、ひとつ公明正大な入札にさせていただきたいという要望をしておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第10号、第14号及び第103号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、平成24年度当初予算及びその他の議案でございますが、まず、財政課長から、平成24年度当初予算の概要等について説明をお願いします。

○浜田財政課長 財政課でございます。

当初予算の概要を説明させていただきます。

お手元の24年度当初予算と書いた説明資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

Iとして、予算編成の基本的な考え方を書いてございます。

今回、骨格予算でございまして、基本的には、表に掲げておりますとおり、義務的な経費、継続的な経費、こういったものを中心に計上をいたしております。

ただ、最下段にございますとおり、県内の景気・雇用情勢あるいは県民生活、市町村事業の実施に支障を生じないこと、こういったものを旨として、できる限りの配慮をしてきたというところでございます。

2ページをお願いいたします。

IIとして、当初予算の規模を書いてございます。6,329億円でございます。

下のグラフをごらんいただきますと、平成16年度、それと平成20年、これが過去2回の骨格予算の時期でございまして、このときに比べて規模が大きくなってございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページから4ページにかけて、一般

会計を初め、各会計の平成24年度の当初予算の内訳を一覧表にしております。

5ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。主なところを申し上げます。

まず、1の県税でございます。

個人・法人県民税あるいは法人事業税等の増収によりまして、対前年度比5.2%増の1,340億円余を見込んでおります。

5番、地方交付税でございます。県税が伸びていることもございまして、対前年度比微減の2,178億円余を見込んでおります。

また、7の分担金、負担金、それから、次の6ページにわたりますが、9の国庫支出金、それから15の県債、これらにつきましては、いずれも事業費見合いの歳入となっております。これらについては、今回骨格予算として編成しております関係上、大幅な減額が見えておりますが、今後肉づけ予算に向けて調整をまいります。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

まず、1の一般行政経費でございます。

(1)の人件費をごらんいただきたいと思います。財政再建戦略の終了に基づきまして、職員給与の独自カットも復元をいたしますが、職員数の削減あるいは退職手当の減少によりまして、対前年度比0.9%減の2,142億円を見込んでおります。

(2)の扶助費についてでございますが、政令市の影響あるいは子ども手当の新制度分の計上を見送っておりますので、対前年度比4.6%の減というふうになっております。

(3)の物件費及び(4)のその他でございますが、経済対策基金の事業の規模は縮小をいたしております。こういった影響に加えまして、骨格予算という関係上もございまして、前年度に比べ減少という数字が立っております。

8ページをお願いいたします。

2の投資的経費でございます。

(1)に普通建設事業費を掲げてございますが、補助あるいは単独分、いずれにつきましても、継続事業を中心に、おおむね年間見込み額の半分を目途に計上をいたしております関係で大きな減額が立っております。また、新幹線負担金、それから(3)の国直轄事業費負担金につきましては、これまでの取り扱いと同様に、全額を肉づけ予算の方に送っております。

3の公債費でございます。

金利低下に伴う利払いの減等で減少を見込んでおります。

4番目の繰出金につきましては、チッソ県債の償還特別会計の繰出金、これが大幅な増になっていることもございまして、対前年度比21%の増ということを見込んでおります。

9ページをお願いいたします。

最後に、地方債についてでございます。

当初予算でございますので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等につきまして、一覧でまとめてお示しをいたしております。

以上が24年度当初予算の概要でございます。よろしく願い申し上げます。

○古閑人事課長 人事課でございます。

先ほどの補正予算の説明と同様に、職員給与費につきましては、人事課の例で一括して御説明をいたします。委員会説明資料の15ページをお願いいたします。

資料上段の一般管理費でございますが、7億300万円余を計上いたしております。

その内訳は、右の説明欄にございますが、(1)の職員給与費3億9,700万円余につきましては、平成24年度におきます人事課の職員給与費でございます。これは、平成24年1月1日現在の人事課の職員の給与費で積算したものでございます。また、(2)の時間外勤務手当等保留分3億500万円余につきましては、年度途中の災害等に備えまして、時間外勤務

手当の一部につきまして、人事課で一括計上いたしているものでございます。

なお、他の所属の職員給与費につきましても、人事課と同様でございますので、この後の各課からの説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○田嶋政策審議監 知事公室でございます。資料の11ページをお願いします。

計画調査費につきましては、216万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

内訳としまして、庁議の運営費等、県政の総合調整に要する経費として160万円余、知事のトップマネジメントを補佐するため、県政の重要課題に係る必要な調査に要する経費として2,000万円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○山口秘書課長 秘書課でございます。資料の11ページ、下段をお願いいたします。

右側説明欄をごらんください。

一般管理費のうち、庁費として3,580万円余を計上しております。内容としましては、知事、副知事の活動費など、秘書課の運営経費等でございます。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○田中広報課長 広報課でございます。説明資料の12ページをお願いいたします。

広報費につきましては、およそ1億7,600万円を計上しております。説明欄をごらんください。

まず大きな1番、広報事業費でございますが、1億6,500万円余、これは県の重要な施策等の情報を、新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び全国に向けて熊本をPRするための経

費でございます。

ずっと下に下がりました、大きな2番の広聴事業費でございます。およそ80万円は、県政に関する意見や提言などを県民の皆さんからいただき、県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

その下3番、広報諸費でございますが、920万円余、これは広報課の運営及び県庁の受付業務等に要する経費でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。資料13ページをお願いします。

まず、上段の一般管理費ですが、5,171万円余を計上いたしております。

説明欄に記載のとおり、2の危機管理対策費234万円余は、危機管理体制の整備、国民保護協議会の開催等に要する経費でございます。

下段の防災総務費でございますが、3億9,281万円余を計上いたしております。主なものを右の説明欄で御説明いたします。

まず、2の防災対策費のうち(2)の自主防災組織率向上対策事業でございますが、自主防災組織設立の補助金につきましては、先ほども御説明いたしました。23年度に引き続き24年度も事業を継続することとし、1,116万円余を計上いたしております。(4)の市町村防災訓練実施支援事業は、市町村防災訓練へのアドバイザーの派遣に加えまして、来年度、新たに沿岸市町村との共催により津波避難訓練を実施する予定でございます。(5)(6)は、地域防災計画の見直しについて、2カ年をかけて実施しておりますが、その検討委員会経費と地震・津波被害想定調査の費用でございます。(7)の防災センター整備事業は、新規となりますが、大規模災害等に対応するために、防災センターのスペースを拡張するものでございます。

次に、3の無線管理費9,181万円余は、防災行政無線の維持管理費及び地域衛星通信ネットワーク運営の分担金でございます。

4の防災情報通信基盤整備事業は、5,700万円余でございますが、新規となりますが、防災行政無線の老朽化等に伴う再整備のための実施設計に要する経費でございます。

以上、予算総額は4億4,452万円余となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。委員会説明資料の15ページをお願いいたします。

下段の人事管理費でございますが、46億4,300万円余を計上いたしております。

主なものとしましては、説明欄にありますように、(1)の人事課の管理経費、(3)の外部監査の実施に要する経費、(9)の東日本大震災被災地への事務職員派遣に要する経費、次に、3の知事部局職員の退職手当、4の職員研修に要する経費などがございます。

なお、前年度と比較して7,300万円余の増額となっておりますが、これは退職者見込み数の増に伴い退職手当が増額したことが主な理由でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。引き続き、16ページをお願いいたします。

一般会計でございます。

まず、最上段の一般管理費でございます。職員給与のほか、全庁的な赴任旅費などを計上いたしております。2億7,400万円余でございます。

2段目の財政管理費でございます。財政課の運営費及び財政課が所管いたします基金への利子分の積み立てでございます。

3段目、4段目、5段目、元金、利子、公債諸費とございますが、これについては、一

般歳入に係ります県債の元金及び利子の償還、それから発行に要する手数料等の年間所要額を計上いたしております。

なお、市場公募債、借換債につきましては、次ページの方で御説明をいたします。

最下段の予備費をお願いいたします。昨年度同様の2億円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。借換債並びに市場公募債を扱う特別会計でございます。

まず、上段の元金でございます。

これにつきましては、借換債に係ります所要の償還元金並びに市場公募債が満期一括償還という形でございまして、一時期に財政負担が偏らないように、その償還財源を計画的に積み立てております。そういったところで、説明欄3にございまして、県債管理基金の積み立てを行っております。

次段の利子でございますが、割引料や利子について所要額を計上いたしております。

なお、利子の説明欄をごらんいただきますと、市場公募債につきましては、平成24年度は、昨年度と同様に、共同発行債を300億円、それから個別の発行債を200億円発行する予定にしております。

最下段の公債諸費をお願いいたします。

市場公募地方債の借換債の発行に要します手数料でございますとか、県債のPR経費、いわゆるIR活動経費と言っておりますが、こういった経費に要する所要の額を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

先ほど申し上げました全国型市場公募債のうち、共同発行債につきましては、実は全国36団体で共同発行をいたしております。この仕組みといたしましては、発行額の総額について連帯債務を負うということになっております。

ごらんいただきますと、平成24年度の36団体の発行総額は、実は1兆5,150億円でございますが、これから本県の300億円を控除した残り、これが限度額の欄に書いてございます1兆4,850億円でございます。これについて債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。19ページをお開き願います。

上から2段目の文書費5,300万円余は、右の説明欄に記載しておりますとおり、文書関係事務、情報公開事務、新公益法人制度推進事務、そして県公報発行に要する経費でございます。

一番下の段の大学費8億9,100万円余は、公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるために交付する運営交付金8億9,000万円余と県立大学の業務実績評価等を行います評価委員会の運営経費の分でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。20ページをお願いいたします。

諸費及び私学振興費を合わせて113億7,000万円余を計上しております。これは私学振興のための各種助成費等でございます。

主なものを御説明いたします。右の説明欄をごらんください。

私学振興費のうち、4、私学振興助成費でございますが、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助でございますが、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園、中学、高校に経常的経費の補助を行うものでございます。(2)の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行う私立幼稚園に対して補助を行うもので

ございます。(3)の私立幼稚園子育て支援事業は、預かり保育など、子育て支援活動を実施いたします私立幼稚園に対して補助を行うものでございます。(4)の私立高等学校授業料等減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に対して、授業料等の減免を行う私立高等学校に対して補助を行うものでございます。(5)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、就学支援金を給付するものでございます。(6)から次ページの(10)まで、熊本時習館等々関連事業でございます。(6)の熊本時習館私学夢教育事業でございますが、私立学校に通う生徒の夢を応援するために、大学教授やスポーツ分野の講師を呼んで特別授業などを実施するものでございます。

21ページをお願いいたします。

(7)の熊本時習館海外大学進学支援事業は、海外大学進学を目指す生徒を支援するため、セミナーや入学対策講座等を実施するものでございます。(8)の夢応援進学資金給付事業は、生活保護世帯における大学進学を支援するため、応援資金を給付するものでございます。(9)の熊本時習館私学支援事業は、大学進学から基礎学力定着まで、生徒の状況に応じた学校の取り組みや教職員の指導力向上を支援するための経費でございます。(10)の熊本時習館特別支援相談員派遣事業は、発達障害のある生徒に関し、教職員研修や学校への助言等を行う相談員の派遣に要する経費でございます。

22ページをお願いいたします。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

私立学校施設整備借入金利子助成でございます。これは、私立の高校、中学、幼稚園を設置いたします学校法人が、施設を新築、改築する際、必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合に、当該学校法人に対して利子負担の軽減を図るため助成

を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。23ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をごらんください。

共済組合事業費3,682万円ですが、共済組合法に基づきます共済組合への負担金でございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、人事管理費は5億377万円余をお願いしております。

説明欄の1の人事管理費1億3,400万円余は、県庁の庶務事務の集中処理に係るものでございまして、内訳は、(1)の総務事務センター運営費が、嘱託の件数及び事務費で、(2)の庶務事務システム等運用費が、システムの保守管理、機器リースなどに必要な経費でございます。

また、2の職員福利厚生費2億4,400万円余は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございます。内訳は、(1)の職員の健康管理費等が、職員の健康診断や人間ドック等に要する経費で、(2)の職員住宅管理費が、職員住宅に係る建設費の償還や維持補修費の経費でございます。

3の子供のための手当の1億2,400万円余は、職員に対し支給する手当でございますが、法案が国会審議中のため、年3回の支給のうち、第1回目の6月支給分のみを計上しております。以降につきましては、補正予算でお願いする予定でございます。

次に、一番下の欄でございますが、恩給及び退職年金費の支給に関する経費としまして、6,894万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米満管財課長 管財課でございます。資料の24ページ目をお願いいたします。

下段の財産管理費について説明させていただきます。

財産管理費として、10億3,400万円余を計上させていただいております。説明欄をごらんください。

1の財産管理費として、2億3,100万円余を計上させていただいております。

(1)の財産管理費は、庁舎等の県有物件の火災共済事業に係る共済掛金等でございます。(2)の市町村交付金は、職員住宅や貸付財産等が所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理処分費994万円余は、普通財産の売却のための不動産鑑定料や境界測量等の委託費や除草等に係る経費でございます。

3の庁舎管理費は、庁舎の維持管理に係る基本的な管理経費でございます。

(1)の庁舎管理費は、県庁舎の水光熱費及び警備等に関する経費でございます。(2)の庁舎維持補修費は、建物修繕、県庁舎の清掃、空調及び給排水等の維持管理経費に要するものでございます。主なものとしましては、PCBの廃棄処分費、それから、導入から14年以上経過し老朽化しております外来者駐車場の管制機器の更新工事、それから、建物修繕としまして、築後40年以上を経過し老朽化が進んでおります知事公邸の改修等を予定しております。(3)の電話管理費、自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料及び公用車の管理経費でございます。

管財課は以上でございます。御審議をよろしくをお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。資料25ページをお願いいたします。

まず、1段目の税務総務費でございます

が、合計で27億633万円余を計上しております。主なものについて御説明申し上げます。

3の納税奨励費3億5,700万円余は、県税の広報、租税教育、軽油引取税の特別徴収義務者への交付金等に要する経費でございます。飛びまして、6の県税事務オンラインシステム維持管理費3億6,000万円余は、県税システムの機器のリース、修繕費のほか、補正予算でも御説明申し上げましたが、機器交換のための経費でございます。8のふるさとくまもと応援寄附金は、来年度も寄附金額5,000万円を目標として取り組むこととしております。これに相当する額を基金積立額として計上しております。

次、2段目の賦課徴収費でございますが、説明欄1の賦課徴収費でございます。

2億7,800万円余は、税務職員の行動費、通信料のほか、金融機関へ支払う手数料などの経費でございます。2の公金取扱費25億2,900万円余は、個人県民税及び地方消費税の徴収に要する経費を、それぞれ市町村及び国に支払うものでございます。3の県税過誤納還付金は、法人2税において、所得の確定によって確定税額が前納されていた半期分の税額を下回った場合に還付をするための経費でございますが、24年度は15億700万円余を計上しております。

3段目のゴルフ場利用税交付金から次のページの最下段までにつきましては、法令に基づき、それぞれの税収の一定割合を市町村へ交付するあるいは他の都道府県と精算するものでございます。それぞれ所要額を計上いたしております。

なお、26ページの下2つの項目、軽油引取税の交付金に係るものでございますが、これは熊本市の政令市移行に伴って新たに交付されることとなるものでございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課ござ

います。資料の27ページをお願いいたします。

まず、地域振興局費で5億3,500万円余でございます。これは県内10総合庁舎等の管理、運営に要する経費でございます。主なものについて御説明いたします。説明欄をお願いいたします。

まず、(3)の地域振興局活動推進費でございます。地域振興局が、地域の特色等を踏まえまして、地域づくりの推進、地域が抱える課題の解消等を図るための経費でございます。次に、(4)総合庁舎施設整備費でございます。1億2,600万円余でございます。地域における防災拠点施設でございます総合庁舎の耐震改修工事に要する経費でございます。平成24年度は、芦北総合庁舎及び球磨総合庁舎の会議棟の施行を予定してございます。次に、(5)総合庁舎等地域防災拠点施設整備事業7,600万円余でございますが、地域防災計画上、防災拠点施設に位置づけられております総合庁舎等の防災設備改修を行うとともに、PCB含有電気機器等の処理に要する経費でございます。

次に、下段の諸費11万円余でございます。これは国からの委託により行います自衛隊員の募集啓発に要する経費でございます。

次の欄は職員給与費でございますので、次の自治振興費14億5,000万円余でございます。

まず、(2)の権限移譲事務市町村交付金でございます。7,300万円余でございますが、県から市町村に権限移譲している事務の処理に要する経費に対する交付金でございます。次に、(3)市町村自治宝くじ交付金12億2,700万円余でございます。これは、市町村振興宝くじでございますサマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじの収益金を、財団法人熊本県市町村振興協会に交付する交付金でございます。次に、(4)住民基本台帳ネットワークシステム推進事業1億1,700万円余でございます

ますが、住民基本台帳ネットワークシステムの維持、運営に必要な負担金、システムの保守管理等に要する経費でございます。

28ページをお願いいたします。

選挙管理委員会費1,800万円余を計上しております。主なものについて御説明いたします。

説明欄1の委員報酬540万円余でございます。選挙管理委員4名分の報酬でございます。次に、3の委員会運営費110万円余は、選挙管理委員会の運営及び在外選挙人名簿登録事務に要する経費でございます。

次に、選挙啓発費でございます。320万円余を計上しておりますが、これは明るい選挙啓発事業に要する経費でございます。

次の海区漁業調整委員会委員選挙費3,900万円余でございます。これは、平成24年8月7日及び24年8月14日に、任期満了に伴います海区漁業調整委員会委員選挙の執行経費でございます。

次に、知事選挙費1,700万円余でございます。これは、平成24年4月15日、任期満了に伴う知事選挙の執行経費の平成24年度分でございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。資料の29ページをお開き願います。

初めに、上の表の一般会計でございますが、2段目の自治振興費に1,790万円余を計上いたしております。右側の説明欄をごらん願います。

(1)の自治振興支援費等の1,570万円余は、市町村等の財政、税制支援に伴う事務費でございます。(2)の市町村行政体制強化支援事業220万円余は、市町村の行政体制整備を図るためのセミナーやワークショップを実施するための経費でございます。

以上、一般会計の合計は1億3,890万円余

を計上いたしております。

次に、下の表の市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

上段の市町村振興資金貸付金ですが、貸付額として2億円余を計上いたしております。

下の段、一般会計繰出金6,800万円でございますが、これは、市町村行政課が所管いたします地域振興局活動推進費の財源として5,000万円及び消防保安課が所管します広域消防体制強化支援交付金の財源として1,800万円、合わせまして6,800万円を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、特別会計の合計は2億6,830万円余を計上いたしております。

以上、市町村財政課といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして4億720万円余でございます。よろしくお願いたします。

○原消防保安課長 30ページをお願いいたします。消防保安課でございます。

まず、上段の防災総務費でございますが、2の防災消防ヘリコプター管理運営費1億7,100万円余につきましては、先ほど補正予算で債務負担行為を設定しました分を含めまして、ヘリコプターの運航管理及び防災航空センターの維持管理費等に要する経費でございます。

次の消防指導費でございますが、説明欄2の消防費の(4)でございます。

消防広域化推進事業としまして2,200万円余を計上いたしております。これまでの推進委員会の運営経費に加えまして、先ほど市町村財政課から説明がありましたように、振興資金からの繰出金を活用しまして、広域消防体制強化支援交付金を創設し、24年度は1,800万円余を創設しまして、広域化に向けました市町村の取り組みを財政面から支援するものでございます。

4の消防学校費5,700万円余につきましては、消防学校の管理運営費や消防本部からの

派遣教官に係る人件費負担でございます。

31ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費につきましては、5,000万円余を計上いたしております。これは、説明欄にも書いておりますように、火薬、高圧ガス、電気工事等の許認可や検査等、産業保安に要する経費でございます。

以上です。

○坂本企画課長 企画課でございます。資料の33ページをお願いいたします。

まず、諸費に3億6,087万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

(2)の管理運営費ですが、東京事務所の管理運営費や職員の宿舍借り上げ料及び銀座熊本館の設備改修設計等で9,741万円余でございます。

次に、計画調査費に3億4,722万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

1の開発促進費に1,761万円余を計上しております。主なものといたしましては、全国知事会や各種協議会等への負担金及び事務経費の1,313万円余でございます。

2の企画推進費に3億2,960万円余を計上しております。主なものといたしましては、(1)市町村や住民による移住定住や雇用、交流拡大、地域コミュニティーの維持等の自主的な地域づくりに対する総合的な支援を行う地域づくりチャレンジ推進事業に3億円、(2)として、将来の県勢発展に向けた調査研究等を実施する政策推進事業に2,000万円、(3)県政の政策課題に係る県民意識についてのアンケートを実施する県民アンケート調査事業に94万円余でございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。資料の34ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、6億2,247万円をお願いしております。内訳につきましては

は、資料右の説明欄により御説明いたします。

まず、1の開発促進費4億9,951万円の主な事業でございますが、(1)ふるさとづくり推進事業貸付金2億円余につきましては、ふるさと融資制度を活用し、阿蘇くまもと空港ターミナルビルの増改築に対し支援を行う経費でございます。(2)の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業1億8,163万円余につきましては、水俣病特措法に基づきまして、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを進めるための経費でございます。

次に、2の企画推進費に8,135万円余の主な事業でございます。

(1)の水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業につきましては、第5次水俣・芦北地域振興計画に掲げます産業振興と雇用創出を図るため、水俣・芦北地域における起業化・業務拡大支援や雇用への助成等の取り組みを行う経費でございます。(2)のロアッソ熊本支援県民運動推進事業953万円余につきましては、「ロアッソ熊本をJ1へ」県民運動推進本部への支援など、ロアッソ熊本を核とした地域づくりを支援していくための経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費363万円余でございます。これは、過疎地域、離島地域などの特定地域の支援対策に要する経費でございます。

最後に、4の土地利用対策費4,196万円余でございますが、国土利用計画法に基づく土地取引の届け出に対する審査やあるいは地価調査の実施等に要する経費でございます。

地域振興課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。次の35ページをお願いいたします。

まず、計画調査費ですけれども、5億6,20

0万円余をお願いしております。説明欄をお願いいたします。

1の文化企画推進費5,800万円余でございますが、主なものを申し上げますと、(2)の博物館関係事業は、松橋収蔵庫における資料の収集、整理と資料を活用した企画展示や自然観察会の実施等の学習支援活動等に要する経費でございます。(3)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会等と共同いたしまして、9月から12月まで、県下一円で実施しております熊本県芸術文化祭の全体広報やオープニング事業を実施するための負担金でございます。

次に、2の県立劇場費5億円余でございますが、(1)の県立劇場施設整備費は、県立劇場における事務所や練習室用の空調設備でありますヒートポンプチラー更新等に要する経費でございます。(2)の県立劇場管理運営事業は、平成24年度から第3期指定管理となります県立劇場の管理運営と文化事業を、指定管理者である財団法人熊本県立劇場へ委託するための経費でございます。

次の文化費につきましては、文化財保存管理費5,000万円余でございますが、これは阿蘇を初めといたします県内3つの資産の世界文化遺産への登録推進に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。説明資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費として3億6,006万7,000円をお願いしております。内訳につきまして、資料右の説明欄により御説明いたします。

まず、1の川辺川総合対策費でございます。

(1)の川辺川ダム総合対策事業につきましては、川辺川ダム問題をめぐる諸課題への総

合的な対応、昨年6月の国、県及び五木村の3者合意に基づく村の生活再建やふるさと五木村づくり計画の推進等に要する経費として、947万7,000円を計上しております。(2)の五木村振興交付金交付事業につきましては、五木村振興基金を財源として行う事業でございまして、五木村の観光推進や農林水産業の振興など、計画に基づき村が実施するソフト事業経費に充てるための村への交付金として、1億4,727万5,000円を計上しております。

次に、2の五木村振興基金積立金でござい

ます。五木村振興基金積立金につきましては、ふるさと五木村づくり計画を着実に推進するための財源となる基金の積立金として、元金2億円及び預金利子を加え、計2億238万5,000円を計上しております。なお、平成25年度までに総額10億円を積み立てる予定でござい

ます。以上、御審議のほどよろしく願います。

○中川交通政策課長 交通政策課でござい

ます。資料の37ページをお願いいたします。計画調査費で8億4,500万円余を計上して

おります。

まず、1の交通整備促進費でござい

ます。主な事業といたしましては、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、おれんじ鉄道を安定的に運行させるための鉄道基盤設備の維持に係る費用や車両改造費用への補助及び鉄道沿線活性化協議会への負担金等として、1億3,500万円余を計上しております。(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地域住民の生活の足を維持するための地方バス運行支援や阿蘇くまもと空港のアクセス強化策として行う空港ライナー試験運行など、地域の公共交通の維持活性化、利用促進を図る事業等として、3億9,500万円余を

計上しております。

次に、2の空港整備促進費でござい

ます。主な事業といたしましては、(1)の阿蘇くまもと空港拠点性向上対策事業につきましては、国内航空路線の振興対策経費やソウル線の振興、新規国際線開拓に向けた施策を推進するための国内線振興協議会に対する負担金等として、8,800万円余を計上しております。(2)の地域航空推進事業につきましては、天草地域の活力維持向上に重要な役割を担っている天草エアラインの安全かつ安定した運航を支援するための機材整備に対する補助や天草利用促進協議会への負担金等について、2億1,600万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○古谷情報企画課長 情報企画課でござい

ます。資料38ページをお願いいたします。上段の人事管理費でござい

ますが、5億5,900万円余の予算をお願いしております。内訳につきまして、資料右の説明欄により御説明いたします。(1)の電子計算機管理運営事業につきましては、ホストコンピューターシステムの管理、運営に係る経費でござい

ます。(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3)の電子県庁構築事業につきましては、パソコンの整備及び各種情報システムの管理、運営に係る経費でござい

ます。(4)の電子自治体推進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請システム及び汎用型GIS、いわゆる地理情報システムの運営に係る経費でござい

及び県庁と出先機関等を接続する通信回線の借り上げに係る経費でございます。(2)のくまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進事業につきましては、観光、交通、物産品、案内システム、いわゆるKタッチナビの運用に係る経費でございます。(3)の情報通信格差是正事業費補助につきましては、市町村が行います携帯電話基地局整備に係る国庫補助金でございます。

以上、情報企画課関係で合計10億5,900万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。資料の39ページをお願いいたします。

まず、統計調査総務費の説明欄の統計諸費64万円余は、統計功労者表彰等の経費でございます。

次に、2段目の委託統計費1億8,276万円でございますが、これは、総務省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省など、国から委託を受けて実施いたします統計調査の経費でございます。

内訳は、説明欄に記載のとおり、毎年実施しております経常調査分として、労働力調査等の12調査の経費8,908万円余、また、5年ごとに実施しております周期調査分として、経済センサス活動調査等の7調査の経費9,367万円余でございます。

次に、3段目の単県統計費442万円余でございますが、これは、県民所得等の推計調査費68万円余、推計人口調査費60万円余、統計年鑑等の刊行物の作成に要する経費312万円余でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○田上会計課長 会計課でございます。資料の41ページをお願いいたします。

上の表の一般会計でございますが、2段目の会計管理費について、1億5,052万円余を

計上しております。

主な理由としましては、説明欄の(2)の総合財務会計システムの維持管理費の1億2,556万円余でございます。

3段目の利子について、1,400万円を計上しております。これは、年間の収支の見合いの中で、支払い資金が不足する場合に、指定金融機関からの一時借りに伴う支払い利子でございます。前年度と同額を見込んでおります。

次に、下の表の収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金について、前年度と同額の30億円を計上しております。これは、各種の許認可申請に伴う収入証紙による手数料収入については、収入証紙特別会計で一元的に管理しておりますが、関係課で受け付けました許認可の申請実績に応じて関係課の一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○清田管理調達課長 管理調達課です。資料の42ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、1,700万円余をお願いしております。

内訳は、物品調達及び物品管理の指導などの管理調達事務推進費480万円余と電子入札システムに係る管理運営費1,200万円余です。

続きまして、43ページをお願いいたします。

債務負担行為ですが、これは、県の各機関において契約する共通的な2つの業務につきまして、複数年にわたって役務の提供を受ける必要がある案件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。

まず、情報処理関連業務ですが、限度額7,300万円余、8件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報シス

テムの開発や維持管理費など、情報システムの運用に係る業務委託です。

次に、事務機器等賃借ですが、限度額28億2,900万円余、89件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、パソコンなど情報システム関連機器などのリースです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松見人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の44ページをお願いいたします。

まず、上の段、委員会費596万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下の段、事務局費につきましては、1億8,343万円余をお願いいたしております。このうち、運営費3,172万円余につきましては、その主なものは県職員及び警察官の採用試験の実施に要する経費でありまして、そのほか、公平審査事務、給与制度等の調査研究に要する経費等でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。44ページの下段をお願いいたします。

監査委員事務局、上段、委員費につきましては、監査委員4名の報酬等並びに監査に要する経費でございます。

下段、事務局費につきましては、事務局職員給与費と監査に要する経費でございます。

以上です。

○黒田議会事務局次長 議会事務局でございます。資料の45ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、10億1,988万円を計上しております。これは、議

員報酬、定例会、委員会の費用弁償、委員会の調査活動等経費及び海外友好訪問等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、3億5,692万円余を計上しております。

これは、会議録等印刷費、広報関係経費、本会議、各委員会の運営に係る経費、清掃委託や議会棟の維持修繕費でございます。

議会事務局全体といたしまして、議会費と事務局費の合計で13億7,680万円余を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは、執行部の説明の途中でございますが、昼食の時間帯ということになりました。ここで、午後1時まで休憩をいたしたいと思っております。午後1時から再開をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

午後0時2分休憩

午後0時59分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、午前中に引き続きまして委員会を再開します。

それでは、引き続き執行部の説明をお願いいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。

条例等関係議案でございます。A4縦の条例等関係と書いた資料をお願いいたします。

1ページから7ページにかけてが、議案第40号、手数料条例の一部を改正する条例でございます。8ページにその概要をまとめてございますので、8ページをお開きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

8ページの2番、主な改正内容から説明させていただきます。

(1)(2)(3)と続いておりますが、まず(1)については、手数料の新設でございます。4項目でございます。

①につきましては、道交法の施行規則の一部改正によりまして、運転履歴証明書について、再交付制度が創設されます。これにより手数料を新設するものでございます。②から④でございますが、社会福祉士及び介護福祉士法の改正によりまして、介護職員等がたんの吸引ができるように法制化がなっておりますので、認定書の交付等に関する手数料を新設いたします。

(2)をお願いします。手数料の改定でございます。18項目でございます。

①から⑮は、道交法施行令の改正に伴い手数料を改定するもの、それから⑯と⑰は、事務の実態を踏まえて手数料を改定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

最上段でございます⑱、これにつきましては、介護保険法の一部改正に伴い手数料を改定するものでございます。

(3)でございます。手数料の廃止が1件ございます。国の方で事務を一元化することに伴います廃止でございます。

(4)でございます。規定の整備が3件ございます。

3番、施行期日でございますが、基本的には24年4月1日からの施行ということでございます。

4番でございます。その他でございますが、手数料の中には県の収入証紙で収入するものがございますために、収入証紙条例の一部改正もあわせて行うものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○米満管財課長 管財課でございます。説明資料の10ページ及び11ページ目をお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例でございます。説明につきましては、次の12ページ目の概要にて御説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、熊

本市が政令市に移行することに伴い、熊本県道路占用料徴収条例の改正が行われることから、同条例を引用して定めていました行政財産である土地に、水道管や配電設備等の地下埋設物を設置する場合の使用料の額を新たに定めるものでございます。

主な改正の内容としましては、第7条関係別表の中に、地下埋設物の外形及び所在地に対する使用料の額を定め、あわせて使用料の単位と使用料の額を算定する際の面積や長さの端数の取り扱いを明確化するものでございます。

なお、使用料の額につきましては、これまで熊本県道路占用料徴収条例で定めていたものと同額でございます。

施行期日は、熊本市の政令市移行に合わせまして、本年4月1日を予定しております。

以上が条例改正の内容でございます。よろしく願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。同じく、資料の13ページでございます。

第42号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は、1枚めくっていただきまして、次の15ページで行います。

まず、一番上の条例改正の趣旨をごらんください。

今回の改正は、租税特別措置法、それと地方税法の一部改正、それと、(3)でございますが、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、いわゆる震災復興財源確保法と呼ばれておりますけれども、その制定に伴い、関係規定を整備するものでございます。

まず、内容でございますが、2の主な改正内容のところをごらんください。

まず、(1)でございます。点線の箱の中をごらんください。

今回の改正は、個人県民税の寄附金税額控除の対象寄附金として、県税条例で指定するものとして、仮認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人はいわゆるNPO法人でございますが、仮認定NPO法人に対する寄附金を追加するものでございます。

現在、国が認定しております特定非営利活動法人、認定NPO法人に対する寄附金につきましては、個人県民税のほか、所得税、法人税においても特別の優遇措置が講じられております。

この認定を受けるためには幾つかの要件がございますが、この中に、NPO法人が受けた寄附金の実績が要件とされているところでございます。このため、これから寄附を募っていこうという設立初期のNPO法人を支援するために、この寄附金に係る要件以外の要件を満たした場合には、3年間に限り、認定NPO法人と同じ取り扱いをするという内容の改正になります。

次の(2)でございます。(2)は、地方税法及び総務省令の一部改正に係る改正でございますが、①②につきましては、法令の改正に伴う条ずれに対応する形式的な条文の整備でございます。

次のページ、16ページをごらんください。

引き続き、③の県たばこ税の税率引き下げに係る改正でございますが、これは、平成23年度税制改正の積み残し分として、法人実効税率を引き下げる等の改正が行われまして、12月に公布されたわけでございますが、この中で、法人税の税率を引き下げる一方で、いわゆる課税ベースを広げる措置として、欠損金の繰り越し控除に係る限度額が設けられる改正もあわせて行われました。

これによって、理論上、法人市町村民税と法人県民税が減収となり、県税でございますところの法人事業税が増収になりますことから、たばこ税によって県と市町村間の財源の調整を行うものでございます。

今回の改正によって、県たばこ税を1,000本につき644円、旧3級品については305円引き下げることになりますが、各市町村において同額の引き上げが行われ、国、地方税を合わせたたばこ税全体の変更はございません。

次に、(3)でございます。

(3)は、いわゆる震災復興財源確保法において、平成23年度から27年度までの間に、地方団体が実施する全国的かつ緊急的な防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、平成26年度から同35年度までの各年度の個人県民税の均等割の標準税率が、1,000円から500円引き上げられたものでございます。これに伴い、県税条例で定める税率の改正を行うものでございます。

なお、増額分は、防災情報通信基盤の整備や津波・高潮対策関連事業など、緊急防災関連事業の財源の一部に充てるものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、2の(1)の仮認定NPO法人に関する規定については本年4月1日、(2)の②地方税改正に係る規定の整理及び③の県たばこ税率の引き下げについては平成25年4月1日、そのほかは公布の日としております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

市町村行政課では、3本の条例をお願いいたしております。

まず、第43号議案でございます。資料の17ページでございます。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例案の内容につきましては、資料18ページで御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、住民の利便を高め、あわせて事務の効率化を図るという観点から、県が住民基本台帳ネット

ワークシステムの氏名などの本人確認情報を利用することができる事務を新たに追加するために、関係規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、知事が本人確認情報を利用することができる事務に、介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務を加えるものでございます。

これによりまして、県が介護支援専門員の登録申請を受ける際などに住基ネットを利用することができるようになりまして、申請される方が住民票の提出を行うという必要がなくなります。

なお、この事務につきましては、既に他県でも条例に規定いたしまして利用されておりました。また、去る1月6日に開催いたしました熊本県本人確認情報保護審議会におきまして、この事務を追加することについては差し支えない旨の答申を得ております。

この条例の施行期日につきましては、平成24年4月1日からとしております。

次に、資料の19ページをお願いいたします。

第44号議案でございます。熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

条例案の内容につきましては、資料21ページで御説明いたします。

内容欄1の条例改正の趣旨に記載してございますが、平成24年4月1日に熊本市が政令指定都市に指定されることに伴いまして改正が必要になります条例のうち、熊本市の区の設置に伴いまして住居表示が変更になることによりまして、所在地等の変更が必要なもの、及び法令に基づきまして県から熊本市へ事務権限が移譲いたしまして、条例の対象から熊本市を除外するといった内容の整理を行う6本の条例を一括して本条例で改正するものでございます。

改正内容でございます。

本条例で改正する6本の条例の主な内容でございます。(1)のア、熊本県庁の位置に関する条例から、オの熊本県暴力団排除条例までの条例は、熊本市の区の設置に伴いまして住居表示が変更になるために、条例の関係規定に区の名称を加えるなどの改正でございます。

(2)の風致地区内における建築等の規制に関する条例は、熊本市の区域内にある10ヘクタール以上の風致地区内における建築等の規制に関しましては、熊本市が条例を定めることとなるため、知事の許可を要する風致地区から熊本市を除外する規定を加えるなどを行う改正でございます。

この条例の施行につきましては、熊本市が政令指定都市に移行します平成24年4月1日からといたしております。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

第45号議案でございます。熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、資料23ページで御説明いたします。

内容欄1の条例改正の趣旨に記載しておりますが、県議会議員の選挙におきますポスター掲示場の設置に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が行うこととされております。今回、一部改正する本条例は、熊本市の政令指定都市移行に伴い設置される5つの区の選挙管理委員会に、ポスター掲示場の設置に関する事務を行うということとするための関係規定を整備するものでございます。

改正内容でございますが、ポスター掲示場の設置に関する事務を、熊本市にあっては区の選挙管理委員会が行うとするものでございます。

この条例の施行期日につきましても、平成

24年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。委員会説明資料の24ページをお願いいたします。

第76号議案包括外部監査契約の締結についてでございます。25ページの概要で御説明をいたします。

1の包括外部監査の契約内容につきましては、地方自治法の規定により都道府県で実施が義務づけられており、平成11年度から導入を行っているところでございます。今回は、平成24年度の契約締結に関しまして、外部監査人から監査を受け、監査結果に関する報告の提出を受けることを内容とするものでございます。

2の契約期間でございますが、平成24年4月1日からの1年間となっております。

3の契約金額につきましては、1,271万円を上限とし、4の契約の相手方につきましては、公認会計士の河喜多保典氏を予定いたしております。

河喜多氏につきましては、選定理由の最下段に記載しておりますように、平成11年度から平成21年度まで包括外部監査補助者として、また、平成22年度からは包括外部監査人として本県の監査に携わり、本県の行財政等に精通しており、監査の遂行に当たって必要な見識を有している方でございます。

なお、契約締結に当たりましては、地方自治法に基づき、あらかじめ監査委員の意見を聞き、異議がない旨の回答をいただいております。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。引き続き、26ページをお願いいたします。

26ページは、77号議案、全国自治宝くじ事

務協議会、ここに熊本市を加えるという話と、もう1つは、規約の変更でございます。同じく27ページも、西日本宝くじの事務協議会に係る同じ内容でございます。概要を28ページにまとめてございますので、そちらで御説明させていただきます。28ページをお願いいたします。

まず、上段でございますが、全国自治宝くじ事務協議会の件でございます。

現在47都道府県と政令指定都市19団体とで構成されておりますが、ここに熊本市を加えるというのが第1点目の変更点でございます。

それから、2点目でございますが、政令指定都市が都合20団体を超えることとなります。このため、政令指定都市を代表する委員の数を1名ふやすというのが2点目の変更でございます。

下段をお願いいたします。

下段が、西日本宝くじ事務協議会でございます。これは、中国、四国、九州、沖縄の17県、それから、そのエリア内の政令指定都市4団体とで構成されております。ここに熊本市を加えるというのが第1点目の変更でございます。

第2点目は、従来からすべての団体が委員になってございますが、熊本市が加わることに伴いまして、委員が1名増員するというのが第2点。

第3点目でございますが、これは収益金の配分に関する規定を追加するというので、今まで岡山、広島、福岡についても政令指定都市がございまして、それと同じ文言の形で熊本県についても定めるというものでございます。

以上、3点の変更でございます。

規約変更に当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。資料の29ページをお開き願います。

公立大学法人熊本県立大学定款の変更についてでございます。

変更の内容につきましては、31ページの概要で御説明いたします。31ページの方をお開き願います。

まず、定款変更の趣旨でございますが、熊本市が平成24年4月1日に政令指定都市となり、区が設置されることとなりますので、熊本県立大学の定款につきまして、事務所所在地及び県出資財産所在地の表示などの一部変更を行うものでございます。

具体的には、2、主な改正内容のところでございますけれども、①でございますが、法人の事務所の所在地と定款別表に掲げております県出資財産の各所在地につきまして、熊本市の後に東区を入れる変更でございます。

また、②の方でございますが、出資財産一土地でございますけれども、出資財産の一部を県道改良に関連しまして県へ譲渡したことにより、当該財産の面積が減少した旨の注記を加える変更もあわせて行うものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日としております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。次の32ページをお願いいたします。

議案第85号指定管理者の指定についてでございます。

熊本県立劇場には、先ほど説明しましたように、平成18年4月から指定管理者制度を導入しておりますけれども、今年度で第2期の指定期間が終了いたします。改めて来年度からの第3期の指定管理者を委託することにな

りますけれども、指定管理期間の見直しが行われまして、原則として5年間に延長されたことから、平成24年4月から平成29年3月までの5年間の指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして御提案をさせていただいております。

ごらんとおり、財団法人熊本県立劇場を指定管理候補者として選定しておりますが、指定の議決をいただきましたら、3月中に指定管理者の指定を行いまして、4月1日から第3期目の指定管理を開始する予定でございます。

次の33ページをお願いいたします。

指定管理者の選定についてですけれども、平成23年11月から12月にかけて募集を行いましたところ、2の申請状況のところにありますように、財団法人熊本県立劇場とトルツリーググループという2団体から応募がありまして、昨年12月20日に選考委員会を開催しまして審査を行いました。

選考委員会からは、指定管理者として県立劇場が適当という報告をいただいたところでございます。

3の選定理由にありますように、財団法人熊本県立劇場につきましては、全国的にも評価されます文化事業や利用者サービス、新たな県民参加の仕組みづくりや駐車場の渋滞対策などの提案内容が適切でありまして、選考委員会における審査の結果も高い点数であったことなどから、指定管理候補者として選定いたしました。

なお、選考委員会は、参考のところに書いておりますように、文化関係者などの庁外からの5名の委員構成となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米満管財課長 管財課でございます。資料の34ページ目をお願いいたします。

専決処分報告及び承認についてござい

ます。内容につきましては、次の35ページの概要にて御説明させていただきます。

県がイオンタウンに貸し付けておりました熊本市島町にありました旧農業試験場跡地におきまして、昨年7月、銀行支店建設地に埋没したコンクリート製の構造物、擁壁約30トンがあることが判明いたしました。借り主のイオンタウンは、県も承知した上でこの構造物を自己負担で撤去したことから、貸し主である県に対しまして、その費用の補償の要請があったものでございます。

構造物は、平成15年3月に、熊本西部第1土地区画整理事業の換地処分により民有地から県有地になった部分でございますが、県としましては、民法や判例上、瑕疵担保責任を負わざるを得ないこと、撤去処分の経費も精査したところ、適切な額であると思われたこと、また、借り主からは早急な解決を求められたことから、遅延損害金の発生を防ぎつつ、早期の解決を図るため、本年1月27日に専決処分により和解し、7月31日付で和解契約を締結したものでございます。

損害額は80万9,550円でございます。

なお、この損害額につきましては、当初、イオンタウンからは、概算で約130万円とのお話がありましたが、県の土木部の方で数量等を精査したところ、104万円余との積算を受けました。その後、イオンタウンと交渉をいたしまして当額に落ち着いたものでございます。

管財課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○大西一史委員 27ページ、これは市町村行政課にお尋ねしますが、下の方の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業、こ

れは昨年度もお尋ねをしたところなんですけれども、1億1,794万9,000円予算が上げられております。去年も、たしかいろいろな利用状況が非常に伸びていないという中で、どうだという話をしたんですが、現状で昨年と比べてどうかというところですね。それが1点。

今回、条例改正されますけれども、これほどのくらい利用が伸びる見込みがあるのかですね。これだけのお金、これは共通経費もありますから、熊本県だけどうこうということとはなかなか難しい部分もあるかもしれませんけれども、やはりその点についてどう考えているのかをお尋ねをちょっとします。

○能登市町村行政課長 住基ネットシステムの利用状況についてのお尋ねかと思えます。

昨年度、県で定められる条例につきまして、6事務でございましたものを、大分ふやしまして12事務にいたしました。その内容的には、さまざまな申請事務あるいは県の方で住民票を求める事務につきまして、住民票を求めなくて済むということにしたものでございます。

その結果、大分ふえておりました、平成22年度の年度末での利用状況が、県の利用数といたしまして3万6,390件でございましたが、23年度の11月段階で4万3,900件ということで増加しております。また、これは11月でございますので、あと4カ月ございますので、もうちょっとは伸びるのかなというふうに考えております。また、今回の事務につきまして、大体年間650件程度の利用増を予定しております。

それぞれの事務の効率化にもつながることでございますし、住民の利便性も向上いたしますので、可能な限り利用事務をふやしますように努めているところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 まあ、若干ですね。大幅にというふうには私は言えない数字かなというふうに思いますが、若干ふえていると、22年度末と比較すればふえているということです。ただ、21年度ベースでのあれで3万7,000～3万8,000件と、まあ4万ぐらいかなというようなことで昨年答弁をされていますので、そんなにやっぱりふえた感はないと。

一つ、これだけやっぱりコストをかけているんだから、費用対効果というのはどうなのかというのは、これは全国的な議論なんです。一方、先日、社会保障と税の共通番号制度、こういったものが閣議決定をされて、法案を今国会でいろいろ審議するという事になっているようですけれども、このいわゆるマイナンバー制度法案というんですかね。これとの整合というのは、何か国の方からのいろんな話というのはあるんですか。

例えばシステム改修をこれから、もしそういうことであれば、この住民基本台帳とどうやるのかちょっとわかりませんが、また別に新たなシステムを構築しなければいけないのかですね。そういったことも含めて、それとも、この住民基本台帳というシステムが生きていくのか。これは結構地方財政にとっては、この変更は非常に大きい問題じゃないかなというふうには私は考えるんですが、その辺で——昨年お尋ねした段階では、あんまりこれは情報が、こういう閣議決定まで至ってなかったからよくわからないというような御答弁だったんですが、今の段階ではもう閣議決定までされて、そして法案まで提出されるということになっていますから、ある程度の情報は承知しているのかなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○能登市町村行政課長 委員御指摘のとおり、平成23年6月30日に大綱が決定しております。その後、さまざまな情報、一応まだ案

の段階ではございますが、いただいているものもございます。

その情報としましては、住基ネットとこのマイナンバー制度の番号というものを関連させると、対応させるという形で聞いております。また、カードについても、住基カードと何らかの形で関連させるということで御連絡はあっておりますが、まだ現時点での案ということでございまして、今後、どこが所管省庁になって進めていくのかといった点も含めまして、制度の詳細が決まっていくということと聞いておりますので、現段階で詳細にどうこうと、どこをどうするということころまでは聞いておりません。

○大西一史委員 今いろいろお話があって、いろいろとできるだけ関連をとということで、国の方でも考えていっているというふうに思いますが、どこが所管するのかまだわからないと。非常に不明な部分もたくさんあると思うんですね。

これは、やっぱりそういう情報、まあカードも含めてなんでしょうけれども、一元化するメリットというのは非常にこれは大きいという反面、なかなか個人情報保護の観点でどうかというような、いろいろなネガティブな意見もずっとあって、この制度というのが非常になかなか定着しなかったということが今までの社会情勢の中で背景としてあったんですね。

その上で、今回内閣府あたりがどうもアンケート調査した結果では、去年の11月段階ぐらいでは、8割ぐらいがこのナンバー制度についてあんまり知らないというようなことがあったということで、やっぱり周知の部分ですね。どういうメリットがあるのか、そのリスクはそういうことはないのかということも含めてですね。

これは政府の仕事ではあるんですけども、どうせ熊本県の方にいろいろ話がおりにくる

ので、早目の情報収集をしていただきたいということと、それから、ネットワークシステムをちょっと国がいじられるだけで、地方の負担というのは物すごくふえるんですよ。だから、できるだけ地方の負担を抑えるような制度設計、それからシステムづくりをやってくださいということ国の方に、これは法案を今から審議する段階ですから、ぜひ強く要望、要請をしておいていただきたいということをお願いしておきますけれども、どうですか、やっていただけますか。

○能登市町村行政課長 おっしゃる懸念、プライバシーに対する懸念といったものもお聞きしているところではございます。また、経費につきましても、この住基ネットそのものの利用経費も、交付金という形で県の方が負担しておりますが、そこら辺ができるだけ低くなるようにお話はさせていただいておりますので、引き続き、今の先生の御指摘の観点も含めまして、機会あるごとにお話しさせていただきたいというふうに思います。

○大西一史委員 今のことは、じゃあお願いをしておきます。今の法案でいくと、2015年からの運用開始みたいな話になっていますので、あんまり時間が多分ないような、決まったらばたばたと行くような気がしますので、その辺をよろしく願います。

それともう1つ、これは税務課の方にお尋ねです。25ページ。

納税奨励費として3億5,764万6,000円上がっておりますけれども、納税奨励ということで、今までたくさんいろんな工夫をされてきて、コンビニで納付が、例えば自動車税なんかでもできるようになったりとかですね。口座引き落としみたいなのはずっとやってたんですかね。そういうことができるということで、さっきの番号制度と絡むかどうかはちょっと別として、例えば自動車税なんかは、

クレジットカードの納付をしている自治体が結構ありますよね。熊本県は、たしか今まだできないんじゃないかなというふうに思いますが、この納税奨励ということと同時に、県民の納付しやすさとか、そういった手段を広げるという意味では、クレジット納付みたいなことを検討すべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○出田税務課長 税務課でございます。

委員御指摘のクレジット納付でございますが、実は、ちょっと定かに覚えていませんが、平成21年度まで、クレジット納付を試験的に2年ほどやっていたといういきさつがございます。ただ、現在使っている県税システムで使うと、いろいろ非常に負荷がかかって、ちょっと費用も別途かかるということで、本格的に使い出すにはかなりシステム改修をせないかぬということが判明しまして、一たん中断しているという状況でございます。

御指摘のとおり、納税環境を整備していくということは非常に重要なことだろうと思っております。先ほどお話にもございました口座振替も、金融機関についてはやっているんですけども、実はまだゆうちょ銀行とかができなくてないところがございまして、そういったところを一つ一つできるようにしていこうということで、できる改善を今積み上げているところでございます。

クレジットカードにつきましても、今後取り組みたいと思っておりますが、いろんなシステム改修とかの兼ね合いで、ちょっと今のところいつということで申し上げることができませんが、検討してまいりたいというふうに思っております。

○大西一史委員 今前向きに検討するというような答弁がありましたけれども、実際これはシステム改修でお金結構かかるというこ

となんですけれども、これは東京都あたり調べてみたら、大体利用者から負担金を取っているんですよ。税込みで手数料が315円かな、取っているんですね。だから、そういうことで手数料、まあ手数料だけじゃそのシステム改修はカバーできないのかもしれないけれども、そういうことを考えることによって、実は、そのクレジットカードというのは、最近、公共料金であるとか、それから年金あたりも、今それから払えるようにだんだんなってきたら、これは何が利点なのかと思ったら、分割でまさかやるのかどうかという、そういうことじゃなくて、ああいうポイント制であるとかマイルであるとか、そういったもののプレミアがつくので、手数料を払ってでもそっちの方がいいとか、あるいは対面式に払わなくていいから、要はそういうインターネットなりなんなりで決済ができるということで、非常に若い人たちがやりやすいというような状況もあるようですね。

これは何が利点なのかと思ったら、分割でまさかやるのかどうかという、そういうことじゃなくて、ああいうポイント制であるとかマイルであるとか、そういったもののプレミアがつくので、手数料を払ってでもそっちの方がいいとか、あるいは対面式に払わなくていいから、要はそういうインターネットなりなんなりで決済ができるということで、非常に若い人たちがやりやすいというような状況もあるようですね。

だから、セキュリティの問題はきちっとしなきゃいけないけれども、そういうことを他県で試行してやっているの、ぜひそういうことは前向きに導入していただくようにですね。多少お金がかかっても、逆にその分の滞納のあれが低くなれば、それはプラスになっていくというふうに思いますので、その辺もぜひ御検討いただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 今に関連して、非常に私はアナログ派で、全くわからない。情報には疎いので、大西先生のようなことはないんですが、住基ネットでも、今の報告は、22年度でいえば、3万6,000件が昨年11月では4

万3,000件ということで、件数で御報告いただきましたけれども、さらに、今度介護支援の条例に出されていますけれども、どうも650件ほどふえるだろうということの見込みが言われましたが、この件数でなくて、もう1つ、この住基ネットを全体で満杯で使ったら何%ぐらいにこれはなるんですか。大体使える、それはわかりますか。

○能登市町村行政課長 済みません、どれを母数にするのかがちょっとなかなか、全部届け出の件数を把握しておりませんので、どれだけというのはなかなか申し上げにくいのですが、例えば、今回介護関係のものにつきましては、それまで住民票の提出を650人の方から求めていたものを、もう住民票は持ってこれないで済みますので、役場に寄って申請に来られるという必要はなくなるというようなことになります。

○岩中伸司委員 そうすると、介護専門員の場合の今回の条例は、住民票が要らないということであれば、650はもう100%ということの理解ですか。

○能登市町村行政課長 基本的にはそうです。

○岩中伸司委員 これは住基カードの利用もかなり低かった、ずっとですね。これは最近伸びているというふうに思うんですけども、何かこれだけじゃなくて、他の部門も、いろんな意味で電子県庁化ということで各課でも進められているんですね。

さっきの25ページを例にとれば、税金でも、県税事務オンラインシステム維持管理費が3億6,000万、こんな感じで、あと、そういう電子化というのがどんどん進められているんですが、この辺は本当に費用対効果という意味が、先ほど言われたんですが、これで

確実に伸んでいっているのかなということ、まあ全体的な漠然とした質問になっているんですが、この辺はだれかまとめてわかりませんか。こういうことはいいことだということ。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。

全体の費用対効果につきましては、ITプランを策定しておりますけれども、その中で、毎年度事業計画をつくっております。そして、ITプランは4カ年ですけれども、その4カ年の期間が終わった段階で全体の経費とそれから効果、そういったものも出すようにしておりますので、今年度が計画の最終期間になっていきますので、今年度終わった段階で、またそういった費用対効果というものは検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第20号、第23号、第30号、第34号、第40号から第45号まで、第76号から第79号まで、第85号及び第99号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「20号と42号を」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第20号、第42号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤雅司委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第20号、第42号は、原案のとおり

可決することに決定をいたしました。

次に、残りの議案第23号外13件について、一括して採決をいたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号外13件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

お手元の別添の資料でございますが、東日本大震災に係る地域防災計画の見直し及び支援状況についての資料をお願いいたします。

お開きいただきまして、1ページ、見開きでございますが、見開きの中で見直しの全体概要をまとめております。

1、背景と2、見直しの実施方針は記載のとおりでございますが、今回の大震災を教訓に、本県の防災計画における課題を見直すことといたしまして、3点でございます。1つ、地震、津波の想定の見直し、2つ目が、大規模・広域災害への対応の見直し、3点目

として、原発事故対応への整備を実施することといたしております。

右の方の3のスケジュールでございます。

これまでも御説明いたしておりましたが、2カ年度にわたっての見直しと考えるところでございます。3ページ以下の見直しの概要を内容といたしまして、24年度、例年梅雨前に防災会議を開いておりますが、24年度開催の防災会議で計画を修正したいと考えております。

また、来年度半ばまでには、現在調査中、2カ年かけて調査しております地震・津波想定の中間報告を受けまして、それらを反映した最終的な計画見直しを25年度の防災会議で行いたいと考えております。

次に、見直しの視点とその内容でございますが、4番でございますけれども、ここで掲載の7つの視点で24年度の見直しを実施したいと考えておるところでございます。

一番最後右下でございましてけれども、原子力発電所事故への対応以外につきましては、6つの項目でございましてけれども、これまでも防災計画の中のそれぞれの箇所に何らかの記載がございましたが、今回の大震災で課題になったこと、ここは丸で課題の部分をまとめておりますけれども、課題をもう一度見直しを図りまして、それぞれの項目、小項目でございましてけれども、ポツの項目でございまして、現在記載があります計画につきましては、その具体策や効果策等を記載いたしまして、記載のないものにつきましては、ポツの、ちょっと小さい字で恐縮ですが、新と書いておりますけれども、記載のないものにつきましては、新規事項として新たに記載するということといたしております。

今回の見直しにつきましては、ソフト対策が中心ということになりますが、これらの6つの見直しの視点をもとに、可能な限りの見直しを実施したいと考えております。

7番目の原子力発電所事故への対応につき

ましては、これまで記載が全くございませんでしたので、すべてが新規項目となります。

対応体制の整備等、4つの中項目で整理いたしておりますけれども、万が一原発の事故があり、県内に影響が及ぶことを想定いたしまして、県内で一連の対応ができる体制をとっておきたいと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

国の動きでございますが、防災基本計画が昨年末に見直しがなされております。県の防災計画につきましても、国の防災基本計画に沿った見直しを考えておるところでございます。

3ページ以下でございまして、3ページ以下では、今回の震災への見直しの概要でございまして、ここでは計画の記載項目順に並べた概要でございまして。

また、12ページ以下では、原子力災害対策計画(素案)の概要について記載しております。説明は省略させていただきますが、後ほど御確認いただければと考えております。

4ページ以降に点線括弧書きがありますが、具体的な取り組みの例でございまして、東日本大震災以降既に取り組んでいる事項も書いておりますし、また、これから取り組んでいくこととしている事項も具体的に記載しております。今後の具体的な実施事項も、あわせて御確認いただければと考えております。

14ページをお願いいたします。

復興支援の状況でございます。

12月議会以降の動きにつきまして、数字等の時点修正をいたしておりますけれども、下線で示しておるところが時点修正分でございます。主な修正分につきまして、5点御説明いたしたいと思います。

1点目でございますが、14ページの中ほどにございましてけれども、くまモン募金でございますが、くまモン募金は12月をもちまして

終了いたしまして、1月に1,600万円を超える募金が集まっておりますけれども、被災の3県につきまして、子供たちを支援するというところで使っていただくということで贈呈が済んでおります。

2点目でございます。1ページめくっていただきまして15ページでございますが、14ページから15ページにかけまして、人的支援を記載させていただいておりますが、一番主な支援でございました行政支援、5番でございますけれども、東松島市への支援でございますが、12月23日をもって、東松島市との協議の上で終了いたしましたところでございます。

4月から9カ月の間に、市町村職員403名を含めまして、延べの523人が派遣されたところでございます。いわゆる短期派遣でございますけれども、が終了したところでございまして、523人の大きな成果を上げているところでございますし、また、帰られましてから、防災計画の見直し、それから、それぞれの防災につきまして役立てていただけるものと考えております。

それ以下でございますが、括弧の福島県であるとか、(6)番、保健活動、(7)番(8)番(9)番等につきまして、いわゆる中長期の派遣につきましては現在も進行中でございますし、これからも被災地のニーズに合った人的支援が必要かと考えております。

続きまして、16ページの4番、支援物資でございますけれども、支援物資につきましては、4月当初に県民の方々から集まりました14万3,000点につきましては、大方につきましては4月に送ったところでございますけれども、冬物の衣料であったりとか、向こうとのニーズが合わない部分もございましたけれども、何度かに分けまして、被災地と協議しましたところで、2月8日までですべてを送ることができました。県民の方々の非常に善意でございましたので、全部送ることができ

て、今のところ安心したところでございます。

16ページでございますが、被災者の受け入れ状況のところでございます。5番でございますけれども、現在が131世帯、304人ということでございますが、前回の御報告では125世帯、291人ということで御報告しております。県内への被災者はまだ微増の状況でございます。約6割が岩手県、宮城県、福島県の東北3県でございますけれども、残り4割はそれ以外の方でございます。4割を超える数の方が熊本市を中心に避難されておるところでございます。

最後でございます。18ページでございますけれども、3月11日でちょうど震災1周年を迎えるということでございまして、迎えるに当たりまして、被災地の復興を応援するという感覚と、また県民の防災意識を高めるということで、新館の1階でパネル展を開催したいと思っております。

1週間程度でございますが、そこにおきましては、義援金の募集や東北の物産の紹介、それから、ちょうど今あっておりますけれども、東日本大震災復興支援のグリーンジャンボ宝くじ等を御紹介したいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の概要につきまして御報告させていただきます。

本条例は、厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する内容も含んでおりますので、概要につきまして御報告させていただきます。

総務常任委員会報告資料、熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正す

る条例(案)の概要をごらんください。

熊本県認定こども園の認定基準に関する条例は、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法に基づきまして、認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めることを目的に、平成19年3月に制定されております。

そこで、1の条例改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権一括法が平成23年4月に成立しまして、認定こども園法の一部が改正されたことなどから、認定こども園の認定要件に関する規定等を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございます。

まず、(1)の教育、保育の実施に関する基準の追加でございますが、教育、保育の実施に関する基準は、これまで認定こども園法に認定要件として規定されていましたが、今回の法改正によりまして、認定要件はすべて都道府県条例で定めることとされましたことから、この認定要件を条例に追加するものでございます。

次に、(2)の認定こども園の表示に関する義務の追加でございますが、これまで認定こども園である旨の表示につきましては、認定こども園法において、施設設置者の義務とされていましたが、今回の法改正によりまして、参酌すべき基準とされました。

認定こども園である旨の表示は、当該施設を利用しようとする人の便宜を図る上でも望ましいことから、これまでどおり施設の表示を条例で義務づけるものでございます。

最後に、(3)の給食の外部搬入ができる対象施設の見直しでございますが、これまで認定こども園における給食につきましては、自園調理が原則で、幼稚園と認可外保育施設の組み合わせでございます幼稚園型認定こども

園であって、一定の要件を満たす場合に限り外部搬入を認めていました。

今回、国の参酌基準の改正や本県の状況等を総合的に判断しまして、自園調理を原則としながらも、一定の要件を満たす場合には、3歳以上の子供に限って、すべての型の認定こども園において給食の外部搬入を認めることとするものでございます。

3の施行期日でございますが、平成24年4月1日としております。

なお、次ページ以降に、改正条例案を添付しております。

説明は以上でございます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

A4表裏の資料の政令指定都市移行に向けた動きについてで御報告させていただきます。

まず1、政令指定都市移行に向けたスケジュールでございます。

今後の主なスケジュールといたしましては、今定例会におきます関連条例の御審議、さらには3月末に予定しております事務権限移譲に係る県市事務引継書の調印を経まして、4月1日の以降というスケジュールを予定しております。

それでは、今後予定しております主な取り組みについて御説明いたします。

まず、(1)政令指定後の関係条例の改正でございます。

熊本市の政令指定都市移行に伴いまして、県において改正が必要となる条例のうち、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例など4条例につきましては、平成23年11月定例会で可決いただいております、今定例会におきましては、残る13条例の改正が必要となりますことから、現在提案させていただいているところでございます。

次に、(2)円滑な事務権限移譲の推進のう

ち、①事務権限移譲に係る事務引き継ぎでございます。

事務引き継ぎにつきましては、事務移譲に伴い、事務処理の停滞や住民サービスへの影響が生じることがないように、県、市で連携しながら取り組みを進め、最終段階に来ております。

今後も、引き続き円滑な事務移譲ができますよう、県、市連携した取り組みを進めてまいります。これらの取り組みを踏まえ、最終的には、3月末に、知事と市長によりまして事務引継書の調印を行うこととしております。

次に、裏面でございます。

②最終的な事務権限移譲数でございます。

平成22年10月26日の県市基本協定締結時点では303事務、1,482項目の移譲を行うこととしておりましたが、協定締結後、いわゆる地域主権第2次一括法の成立や国における制度改正等に伴いまして、熊本市へ移譲される事務の一部に影響が生じまして、最終的な事務権限移譲数は317事務、1,592項目となっております。

変動した要因とその事務数につきましては、(イ)から(ニ)のとおりでございます。

次に、③事務権限移譲に伴う県市間の人事交流でございます。

事務権限移譲に伴いまして、県市間の人事交流を行いますが、今年度までは市から県への派遣研修を中心としておりましたが、来年度以降につきましては、市からの要請に基づきまして、業務ノウハウを有する県職員の市への派遣を中心に交流を行うこととしておりましたが、来年度につきましては、25名の職員を県から市に派遣する予定でございます。

次に、(3)政令指定都市移行に向けた機運醸成の取り組みでございます。

これまでも、懸垂幕やつり看板の設置による周知啓発あるいは熊本城マラソンなどの政令指定都市誕生記念イベントの開催など、熊

本市政令指定都市推進協議会や熊本市における取り組みを県といたしましても支援してまいりました。

今後も、政令指定都市移行カウントダウンイベントや政令指定都市記念式典などが予定されておりますので、県におきましても、引き続きこういった動きを支援してまいることとしております。

以上でございます。

○原消防保安課長 消防保安課です。

消防広域化の状況につきまして御報告いたします。

消防広域化は、現在県内3ブロックで協議会が設置され、来年24年度末を目途に協議が行われております。

消防広域化は、市町村が主体となって検討すべき課題ではありますが、県にとりましても、県民の安全、安心に直接かかわることから、積極的に支援をしているところです。

1のこれまでの主な経緯でございますが、今回の広域化は、平成18年の消防組織法改正により協議がスタートし、本県でも、平成20年5月の県推進計画の策定を挟みまして、約6年間にわたり協議が行われております。

下段には、参考までに、推進計画におけます4ブロックの現在の状況を地図であらわしております。

裏面をお願いします。

現在の3ブロックの状況につきまして、概要を御報告いたします。

まず、城北ブロックにつきましては、広域化の枠組み協議で時間を要しておりましたが、市町村長の協議によりまして、3消防本部で協議会が設置され、これまで3回の協議会で、30の協議項目のうち約3分の1の9項目が承認されております。

中央ブロックにつきましては、これまで5回の協議会が行われておりますが、広域化の方式について、熊本市への委託かあるいは新

たな組合の設立かで協議が続いておりますが、次回3月の協議会で、3消防本部から、熊本市へ委託するかどうかの表明が出される予定です。

城南ブロックにつきましては、これまで7回の協議が行われており、県内では最も協議が進んでおり、37の協定項目のうち約3分の2となる24項目が承認されております。

3の今後の取り組みについてですが、③ですが、先ほど当初予算で御承認いただきました広域消防体制強化支援交付金を活用しまして、広域化に伴うシステムの統合等の必要経費の一部を県が財政面から支援することとしております。

なお、この交付金は、広域化前の来年度の準備経費と広域化後の5年間、合わせまして6年間を交付対象期間としまして、1消防本部当たり最大で5,000万円を上限として交付していく予定としております。

進捗状況でも御説明いたしましたが、これから24年度にかけて広域化の大きな山場を迎え、かなり厳しい、困難な場面も予想されますので、県としましては、引き続き、広域化が少しでも実現するよう、さまざまな支援を行ってまいります。

以上です。

○坂本企画課長 企画課でございます。

くまもとの夢4カ年戦略の総括について、暫定版について御説明、御報告いたします。

4カ年戦略が本年度末までに期間満了となることから、現在、その総括に向けた作業を進めております。

この資料は、4カ年戦略の推進のために設置している有識者による4カ年戦略推進委員会に2月2日に報告した内容をもとに作成したものです。資料内の数値はその時点のものとなっていることから、暫定版としております。

資料は1ページから4ページまでございま

すが、1ページでは、経済上昇、長寿安心、品格、人が輝くの4つの分野に関して、主な取り組みを整理しております。

2ページでは、4分野ごとの戦略指標の達成状況を示しております。

また、今回、4カ年戦略の総括評価を行うに当たって、4分野12戦略ごとに取り組みが進んだと感じるかどうかを県民アンケート調査し、その結果をまとめております。

3ページでは、行財政改革、川辺川ダム問題、水俣病問題という喫緊の課題への対応について、主な取り組みや県民アンケート結果を記載しております。

それらをもとに、4ページに4カ年戦略の総括評価をまとめておりますので、そちらの方で説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

平成20年に4カ年戦略を策定し、推進してまいりましたが、世界同時不況や東日本大震災などの厳しい環境の中にあって、戦略に掲げた45の指標のうち21を達成することができました。

分野別に見ますと、経済上昇で、10指標のうち目標値を達成したものが3指標にとどまり、下向きの指標が6指標、また、県民アンケートでも、36.1%が進んでいないと回答しており、目標達成は十分ではないため、さらに重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

長寿安心、品格では、おおむね目標値を達成し、アンケート結果でも、約5割の人が進んでいると回答するなど、前進している状況でございます。

人が輝くでは、9指標のうち目標達成は5指標で、8指標が上向きを示しております。アンケートでは、33.5%の人が進んでいないと回答されています。これは、細かく戦略ごとに見ると、就労の分野で39.5%の人が進んでいないと回答されておるためでございます。さらなる取り組みの強化が必要だと感じ

ております。

また、行財政改革、川辺川ダム問題、水俣病問題という喫緊の課題への対応では、まだ解決すべき課題は残されているものの、一定の道筋をつけ、着実に前進しました。

このように、4つの分野での取り組みや喫緊の課題への対応を進めてまいりましたが、一番下に掲載しております県民アンケートでは、くまもとの夢である、熊本に生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたいと感じる県民の割合が、昨年5月に81.8%、12月には81.3%に達し、戦略策定後の最初のアンケート、21年5月のアンケート調査の結果からは1割近く増加しております。このことから、4カ年戦略で最上位の目標としているくまもとの夢の実現に向け、着実に進んだと言えるのではないかと考えております。

4カ年戦略の総括については以上でございます。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題について、2点御報告申し上げます。

まず、補償法案についてです。

これまでの経緯についてですが、平成21年9月、前原国土交通大臣が川辺川ダム建設の中止を表明した際に、補償法案の国会提出を発言されました。しかしながら、法案の提出が見送られてきたため、五木の再建は待たなしとの考えから、昨年6月、熊本県議会のお力添えもいただき、国、県、村の3者で、現行制度を活用して五木村の復興に取り組むことを合意したところでございます。

昨年末には、この3者合意に基づき、来年度より交流拠点や安全、安心な生活基盤、交流促進のための施設整備などに着手することとするなど、具体的に着実に進捗を進めているところでございます。

同じく昨年末になります、国の法案提出の動きについてですが、八ツ場ダム建設再開に向けた調整が続く中、利根川水系の河川整備計画を早急に策定することとあわせて、生活再建の法律を通常国会へ提出する旨の官房長官裁定が行われました。これを受け、政府は、法案を3月上旬に閣議決定し、通常国会への提出を目指しているところでございます。

現在把握しております法案の概要につきましては、枠囲みの中に示しております。

まず、国土交通大臣が特定地域振興基本方針を策定し、都道府県知事の申し出により特定地域の指定を行います。

都道府県が、国の行政機関や地元自治体等と協議会をつくり、計画を策定することとなりますが、計画事項としましては、基本的な方針、公共施設等の整備、産業の振興、既買収地の利活用等となります。

計画に基づく事業につきましては、国が買収した土地の利活用の譲渡の特例が設けられておりますが、法案に基づく新たな予算制度等が構築されるものではなく、社会資本整備総合交付金や過疎債等の既存の制度を活用し、事業の実施を図ることとなります。

なお、既買収地の利活用に当たりまして、現行制度のもとで土地の無償使用によって振興事業を進めることが可能であることから、仮にこの土地の特例を活用するかどうか検討するに当たりまして、五木の方々の苦渋の決断による土地売買の経緯や今後の村の実情等を踏まえつつ、熟慮に熟慮を重ねる必要があると考えております。

これが法案の概要となりますが、あくまで五木の生活再建は待たなしであることから、3者合意に基づき、しっかりと五木の復興を図っていくのが県のスタンスであり、先日、国から県の方へ法案について意見照会もありましたが、その旨お答えしているところでございます。

あわせて、民主党議連案にありました非移転者への生活再建支援金につきましては、五木村におきましては、移転に応じた多数の住民の方々と非移転者の方々との関係において不公平感が新たに生じる懸念もあり、今回の政府案で規定が除外されたことについては、妥当である旨伝えております。

ようやくと進み始めた五木の振興に、おくれや混乱が起こることはあってはならないこととあります。法のスキームに乗る乗らないにかかわらず、3者合意に基づく事業実施に支障がないように、今まで以上に国にはバックアップをしていただき、県全体の社会資本整備総合交付金の十分な総額の確保に、格段の御配慮を重ねてお願いしたところでございます。

2点目は、五木の振興に係る基盤整備事業についてでございます。2ページ以降になります。

先ほど来触れております3者合意に基づく五木の振興についての事業ですが、前回の12月の総務常任委員会の際において口頭で御説明したものを資料にしております。改めてポイントを御説明いたします。最後のページ、5ページをお願いいたします。

誇れるふるさと五木村づくりに向けた基盤整備の方向性についてでございます。

左上の黄色の枠囲みにある自然環境や社会情勢など、五木村の現状を踏まえまして、その下の点線にある効率的、効果的な事業実施のための視点を加え、右の青囲みの基盤整備の方針にある水没地のみならず、五木村の全域を対象として、五木村の自然や地域特性を生かし、既存ストックを有効に活用するなど、効率化を図った事業展開を、来年度、平成24年度より着手できるよう、準備を進めているところでございます。

これらの事業の実施に当たりましては、その下の矢印の下の赤囲みにあります大きく3つの重点施策、柱で推進いたします。

まず、生活の質の向上。工事などにより地肌がむき出しになるなど、荒れてしまった水辺などにおいて、郷土種を植栽するなどにより、五木の原風景を取り戻し、いやし、憩いのある誇れるふるさとを実現することとございます。五木ふるさと公園事業などが挙げられます。

また、2つ目の柱は、安全、安心。高齢化の進む五木村においても、安心して住み続けることができる安全、安心な生活環境を実現することとございます。国道445号などの道路ネットワークや緊急ヘリポートの機能向上などが挙げられます。

そして、3つ目の柱は、生活水準の向上。地域資源を生かした交流人口の増加や特産品開発などの6次産業化の推進などにより、元気で生き生きと働ける豊かな生活を実現することとございます。五木の歴史、文化を体感できる歴史文化交流館などが挙げられます。

これらの振興事業を実施するに当たりましては、先行して実施しているふるさと五木村づくり計画に基づくソフト事業と一体的に、効果を高めるよう連携してまいります。

以上、川辺川ダム問題について2点御報告いたしました。今後とも精力的に取り組んでまいりますので、これからも御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 最後の川辺川ダム問題の補償法案についてですけれども、県議会では、ダム廃止が決定した後に、五木村の振興条例という県条例を議会から発議をして、議員提案という形で可決をした経緯がございます。

これは、これまでの川辺川ダムをめぐるさまざまな経緯の中で、五木村がいかに苦しんで現状に至っているかということをかんがみ

た条例でありまして、普通県条例の中で一部特定の市町村をきちっと当てはめて振興条例をつくるというにはあり得ないわけですが、それでもやっぱりやるべきだという議会の議論の中でできたわけですね。

そういう中で、あの当時、廃止ということの前提の中には、当時の前原国土交通大臣が補償法案をつくるんだというお話があって、その内容に期待をしながら我々も頑張ってきた、皆さんも頑張っていたというふうに思いますけれども、既にさっき説明があったとおり、もう待てなかったと、はっきり言って。全然、最近八ツ場をつくるがための交換条件でこの話が出てきているまでは、ほとんど音なしだったわけですし、何にも聞こえてきてなかったと。我々は、毎回毎回補償法案は求めてきました。意見書も出してきたと思います、県議会で。そういった状況があっても何も動かずに、八ツ場ダムをつくるための条件としてこの法案が出てきたという、何とも不思議な状況になってしまっていることを、私は個人的にはまことに遺憾に感じています。

ただし、もう既に3者合意というものに至って、内容まで詰めて、今お話があったとおりで、五木村の皆さん方との話し合いも含めて、それから財源根拠も含めて、この新しいこういった法案がなくても、今まである既定のいろんな諸制度の中でやっていけるというふうなお話もございましたので、これはこれであってもなくても同じですが、しっかりこのことで惑わされず、時間をとられることなく、どうぞ今の姿勢の中で着々と進めたいということと、それから、この中で少しでも食えるものがあれば、ためになるものがあれば、それはもちろんいい方向に使っていければいいというふうに思っていますけれども、その辺のところは、もう1回おっしゃったけれども、再度確認をさせていただきたいと思います。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

今前川委員のおっしゃったとおり、五木の再建というのは待たないでございまして。それに向けて、今、県と村、日々意見を交わしながら一緒に汗をかかさせていただいているところです。

今後とも、3者合意に基づいてしっかり事業を進めさせていただくとともに、法案についても、まだ閣議決定すらされていない段階です。引き続き注視をさせていただきながら、我々として、まず、先ほど申し上げたように、社会資本整備交付金を含めた予算の総額の確保、これをまず求めるとともに、法律の国会への提出、いろんな動きというのを静観して、しっかり見守ってまいりたいというふうに考えております。

○前川収委員 惑わされないでください。

○大西一史委員 今に関連してが1点と、もう1点ありますが、今のこの法案に関してのお話は、3者合意に基づくというのはこれはもう当然のことであるわけですが、その意見照会が先週あったということなんですけれども、今後——国会の答弁では、たしか国交大臣は県と協議をするというようなことを言っているんですが、そういうスケジュールというのはどういうふうになっていくんだろうかというふうに思うんですが、どうですか。何か話はしているんですか、その意見照会があった段階で。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

先日、意見照会という形でお話を伺いました。この国の予算委員会等で、大臣の方が、五木というか、熊本県の知見も伺いたいという旨で御答弁されたということも承知してい

ます。

ただ、今後、その協議のやり方も含めて、それは国の方の今後の法案策定についての取り組みだと思っておりますので、我々としては、その辺の動きも含めて静観してまいりたいというふうに考えております。我々としては、言うべき意見というのはしっかりお伝えしたというふうに考えております。

○大西一史委員 とにかく、やっぱり地元の意見もしっかり聞くようにということでのあれでしょうから、本当にこの法案の出方については、今前川委員がおっしゃったような懸念はあるわけですが、やっぱり法案として出される以上、本当に実のあるものにしていただかなければ困る。それは、逆に言えば、地元意見を反映するという形でそれがなされるということであれば、私は望ましい方向ではないかなというふうに思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、くまもとの夢4カ年戦略の総括の暫定版というのがさっき報告がありましたけれども、これは暫定版なので、まあ暫定なんだろうなと思ひて聞いていましたけれども、正式版ていつ出るんですかね。

○坂本企画課長 期間満了が年度いっぱいですので、その後またそれを再評価して数字を固めていきますが、実は最終的な数字が出てくるのがかなり遅いものが中にはございますので、何とか早い段階でとは思ひておりますが、まあそういう段階です。

○大西一史委員 あんまり時期的に、何日までやりなさいとかという話でもないのだけれんですが、もともと熊本県の総合計画、要は10年計画を、総合計画を今まで立てたものを置きかえてこの4カ年戦略というのは、当然知事のマニフェストに基づいた形でこの戦略を行政計画というふうな形で落とし込ん

だものです。

だから、そういう意味では、やはり徹底した検証をして、次の戦略に生かしていかなくちゃいけないわけですね。そうなると、企画課としては、非常に大変な、取りまとめも含めて、数字のデータが出ない中での難しい面もあるとは思ひますけれども、その辺の作業というのはきちっとやっていただかないと、何となく暫定版出したから終わるよということではやっぱりいかぬというふうに思ひます。

それと、先ほどもいろいろ報告がありましたけれども、総括評価の中で、やっぱり未達成のことですね。この辺については、しっかりその後の県の計画にどう生かしていくのかということをもっとシビアに具体的に書いていただかないと、やっぱりなかなかこのアンケート調査での実感と、それから実際それを政策としてどういうふうに反映をさせたかということがかみ合わない、こういったものは動いていかないわけですね。絵にかいたもちになる。

県民の総幸福量という、なかなか数値でははかれないものをやっぱり知事もおっしゃって、これはずっと掲げてこられたわけですから、そういう意味では、それを政策として具体的に落とし込んでいくのが皆さん方の仕事だろうというふうに思ひますので、これは未達成の部分の記述とか分析、それに対する具体的な方策とかという今後の課題、とにかくウイークポイントをできるだけたくさん挙げることが、反省点をたくさん挙げることが、やっぱり次の本当にいい計画につながっていくと私は思ひますよ。やっぱりこれはできました、あれはできましたと、行政が出す総括というのはそういうのが結構多いんですね、自画自賛的なものが。だから、やっぱりそこはかなりシビアに、ちょっと厳しい意見を言うようですけども、シビアな、できるだけ厳しいサイドに見た総括を

していただければ、次、実になっていくというふうに思いますので、その点をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○岩中伸司委員 この暫定版の裏に書かれているんですが、いろいろ行財政改革、川辺川ダム問題、水俣病問題、この課題に対応では云々と書かれています、きのうの福岡高裁の水俣病の溝口判決、これはある意味では大きく——水俣病問題については、県のとらえ方、考え方もまだ整理はされていないかと思うんですが、ここも総括の評価が大きく変わっていくんじゃないかと思うんですが、ここはちょっと課長に聞いてもどうかな……（「所管はおらぬばい」と呼ぶ者あり）所管はおらっさんもんな。所管がいなくても、県として、私は、これは非常に大きな問題だと思うんですよ。（「それは総務部長しかおらぬでしょう」と呼ぶ者あり）総務部長も直接……

○前川収委員 もうあとはやっぱり総務委員会だから。

○佐藤雅司委員長 そこは御意見としてお伺いしておきますことでよろしいですか。

○岩中伸司委員 ということであれば、そういう感じかなという認識を私も、県というのはそういう態度かなということで、何かコメントが一言あれば。

○佐藤雅司委員長 駒崎総務部長、簡潔に。

○駒崎総務部長 現在は担当の部長ではありませんので、個別の事案についてのコメントは控えますけれども、今御指摘の点を含めて、知事がおっしゃっていることは、いろいろ課題がある中で、まだすべてが、水俣病も

初め、解決しているというところまでは行っていないと思います。一步一步これからも進む努力が必要です。知事の理想や思想を行政の枠組みの中に当てはめていくのが我々一般職員の仕事だと思っておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○岩中伸司委員 それは部長の今答弁ですが、もう1つ、ちょっと違う、政令市ですね。

100年に1度のチャンスと蒲島知事がいつも言われているんですが、本会議でも部長の答弁では——私は心配したのは、政令市になって、これだけの権限移譲が——きょう最終的に317事務、1,592項目ということで報告をいただきましたが、これだけの権限移譲、いろんなやつがあつて、県としての主体性というのが非常に弱くなっていくんじゃないかという心配をするんですが、本会議の答弁では部長は、いや、県としてはしっかり県下全体を見て、あのときは2割——何%ぐらいの影響しかないというふうな答弁があつたんですが、これは本当にこの4月から政令市がスタートしたら、熊本県としての立ち位置というか、ここら辺はどう——本会議の答弁以上は聞かれぬと思いますが、何か。ちょっと心配なんです。

○駒崎総務部長 これも、じゃあ簡潔にお答えいたします。

今岩中委員がおっしゃった2割とかいうふうに答えたというのは、恐らく11月県議会で、質問に対して、県の予算や職員数、いずれも2%程度の減少になるというふうなことを申し上げました。これは、事務の一部しか——事務の項目数はたくさんあるわけですが、余り大きな影響はないといえますか、金額、量の面ではということを申し上げました。1つは、教育、警察の関係は全く移りませんのと、それから、熊本市以外の部分

の事務につきましては引き続き県が担いますので、予算的にも人員的にもそうだとすることを申し上げました。

今度の議会の中では、別の議員の方から、県の役割はどうかと、県の職員が自信をなくしているのではないかという御質問が出ましたので、そうではないということで、県の職員が元気が出るような形で、少し抽象的な答弁でしたけれども、申し上げました。

それは、県の仕事としては、これから先、広域的な連携が一つあるかと思えます。市町村単位とか、郡単位の枠を超えて広域的に取り組む仕事の一つあるかと思えます。あるいは、地下水問題とか、都市圏交通問題のように、行政分野ごとに郡の域を越えるものも越えないものも、行政分野ごとに県と市町村というすみ分け的な発想ではなくて、両者が力を出し合って、補い合っていく仕事がふえてくるのではないかと考えております。

そうした意味では、答弁ではチーム熊本というふうに申し上げました。国、県、まあ国はひとまず置くとしましても、県と市町村の二重行政ということではなくて、県と市町村が力を出し合って、チーム熊本としてやっていくという場面がふえてくるのではないかとしますので、その場合におきまして、県として、いろいろ連携をしかけていくあるいは連携の調整をしていくという部分が、役割が重要になってまいりますので、今後とも、県の職員としては、誇りと使命感を持って仕事に取り組んでいきたいということを申し上げました。

今もってその気持ちは変わりませんので、今後ともそういう覚悟で仕事に取り組ませていただきたいと思えます。

○佐藤雅司委員長 それにつきましては、ぜひ所管課の方から岩中先生に詳しく説明しておいていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○井手順雄委員 関連ですが、政令市になることに対して、県から25名程度人事交流という形の中でありますけれども、現在も市から来たり県から行ったりして人事交流はやっているんでしょう。

○古閑人事課長 はい、現在もやっております。

○井手順雄委員 新たに24年度から25名程度というような形になっておりますけれども、この内訳とかわかります。どこにどういう張りつけをしますか。

○古閑人事課長 ほとんど、25名のうち24名は土木部関係でございます。主に市の本課部といえますか、本課の方と、あと出先の土木センターあたりに配置というふうに聞いております。

○井手順雄委員 そのとき、この25名の方の立ち位置というか、権限というか、そこが微妙なところがあると思うんですね。まあ、市の業務に対して県から派遣していきまして、そして、それはもう市のしきたりに従ってくださいよというような中で仕事をされるわけないな。

しかしながら、今まで県と市との予算執行の仕方とか、その方法だかというのは全然違ったところもあるし、こうした方がいいのになど県の人が、派遣された人が例えば思ったときに、それは主張できるのかな。この位置関係といえますか、この辺はどういった、難しいけれども、この辺の、何ですかね、どういったレベルで市に派遣されるのかということですかね。

○古閑人事課長 役職等は、今最終調整をやらせていただいておりますので、さまざまか

と思いますが、お尋ねのその立ち位置につきましては、もともとは本来県の業務を、この3月まで県の職員としてやってきた業務につきまして、そういうノウハウ的なものをまずきちっと市の職員の方に伝えながら、いわゆる県民サービスの低下を招かないようにきちっとやっていくというのが第一の前提かなというふうに考えております。

○井手順雄委員 いろいろ市の——私も市ですから、いろいろ市の職員さんとオフレコで話すときもありますけれども、例えば土木部の用地買収なんてしたことないんですね、市は。したところが、どうするのあなたたちはと聞いたら、プロパーにお任せしますて、こんくらいの感覚ですよ。ここだけの話、じゃあみんなに広がるか。

ではなくて、やっぱりここはこうやって時間をかけて、ずっと通っているんな御意見を聞きながら理解していただきますよとか、そういったノウハウというのがあるじゃないですか、県に今まで蓄積した。やっぱりこういうのをあらかた市の方に、こがんですよというような、ちょっと強い言い方じゃないけれども、こうしてくださいとか、そういうところまでの権限というのを持って市の方に行っていた方が、市の方も、なるほどというところもあるし、市の方も勉強するところがあると思うので、今後また1カ月ぐらいありますから、そこら辺の詰めといいますか、立ち位置というのをどこまで上げて行って、熊本県の今までやったいろんないいことを市の方に伝えていけるようなシステムをつくってください。これは要望です。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時26分閉会

○佐藤雅司委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、高野副委員長を初め、委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始御熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、各部局長さんを初め執行部の皆さん方におかれましても、常に丁寧な御説明と御答弁をいただき、また、諸問題につきましても、迅速かつ真剣に対応していただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

特に、今回は、震災対応のこともありましたし、また、2カ年間にわたる計画見直しの初めでもありました。これからも震災の関係もあると思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

また、財政の問題につきましても、一応の一定のめどといいますか、一息ついたなという感じがしております。来年度からいよいよ本県の振興発展に大きなことが出てくるのではないかなというふうに期待をしておるところであります。

また、執行部の皆さんで、きょうこの中におられる6名の方が御勇退ということでございますけれども、長い間本当に県政に携わっていただきましたことを、心から感謝とお礼

を申し上げたいと思います。今後とも県政発展のためにお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さん方の今後のますますの御活躍と御多幸を祈念いたしまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきますと思います。

それでは、高野副委員長の方からごあいさつをお願いいたします。

○高野洋介副委員長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

1年間、佐藤委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、大変ありがとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただき、大変ありがとうございました。

県行政は極めて厳しい現状ではありますけれども、皆様方とともに協働しながら、県行政がさらに発展していきますよう、心から祈念申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本当にお世話になりました。

(拍手)

午後2時29分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長